
第 5 次 広 陵 町 総 合 計 画

(基本計画編 (基本目標 1 から 6) 修正案)

令和 4 年 1 月現在
広 陵 町

第5次広陵町総合計画（基本計画素案） 目 次

第4章 基本計画	5
1 重点プロジェクト（第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）	5
3 分野別計画	3
【基本目標1】自然と人が調和したまち	3
施策1-1 公園の保全と緑化の推進.....	3
施策1-2 環境保全の推進.....	6
施策1-3 環境衛生の充実.....	9
【基本目標2】生活基盤が充実したまち	13
施策2-1 地域特性を活かしたまちづくりの推進.....	13
施策2-2 良好な住環境の保全・形成	16
施策2-3 将来にわたり持続的上・下水道事業の推進	19
施策2-4 道路・公共交通の充実.....	22
【基本目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち	26
施策3-1 子育て支援の充実	26
施策3-2 青少年の健全育成	31
施策3-3 学校教育の充実.....	34
【基本目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち.....	38
施策4-1 防災・減災体制の強化.....	38
施策4-2 防犯・交通安全の充実.....	42
施策4-3 保健・医療の充実	46
施策4-4 高齢者福祉の充実	51
施策4-5 障がい者福祉の充実.....	55
施策4-6 地域福祉の充実.....	59
施策4-7 社会保障の適正運用.....	62
【基本目標5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち	65
施策5-1 生涯学習の推進.....	65
施策5-2 地域コミュニティの育成.....	69
施策5-3 スポーツの振興.....	72
施策5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用.....	75
施策5-5 人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進.....	79
【基本目標6】地域が活性化するまち.....	84
施策6-1 農業の振興	84
施策6-2 地域経済の振興.....	90
施策6-3 観光・交流の振興	95

＜基本計画編＞

第4章 基本計画

1 重点プロジェクト(第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

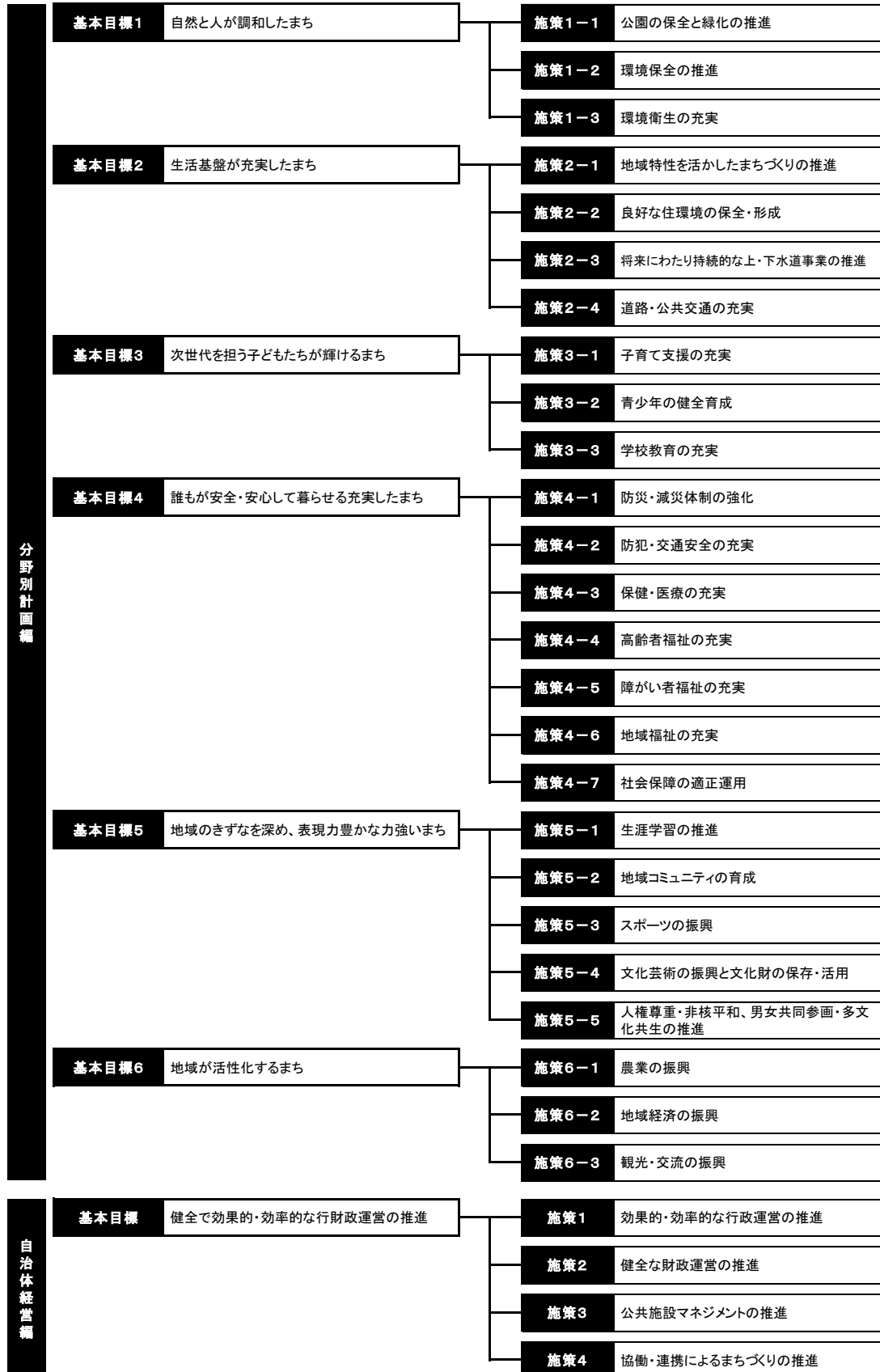
「重点プロジェクト」とは、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、本町が将来にわたって活力ある地域社会を形成するために、限りある行政の経営資源（財源、職員、施設等）をより無駄なく最適に活用しながら、分野横断的かつ重点的・優先的に推進していく施策群を示したものであり、「第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に該当します。

＜広陵町総合計画審議会部会で検討＞

＜今回配付の資料4が該当＞

2 施策の体系

前期基本計画では、「1 自然と人が調和したまち」から「6 地域が活性化するまち」まで、基本構想に掲げた6つの「まちづくりの基本目標」に即し、その配下に位置づけた基本方針を具体化するための施策の体系を以下のとおり設定しています。



3 分野別計画

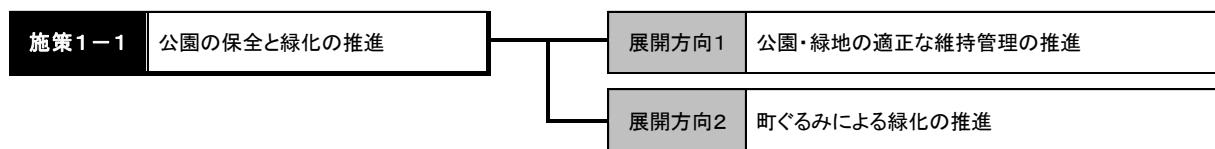
【基本目標1】自然と人が調和したまち

施策1-1 公園の保全と緑化の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、うるおい豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「自然環境が豊かである」と回答する住民の割合	%	住民アンケート調査	64.8 (令和2年度)	↑
日常的に公園を利用している住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度 以降に把握	↑

◆現状と主要課題

【公園】

○地域住民の健康増進やレクリエーションの場であり、日々の暮らしにゆとりとうるおいをもたらす、健康で快適なまちづくりに必要不可欠な都市計画公園¹は、平成31(2019)年3月31日現在、県営馬見丘陵公園を含め、計28施設、57.16haが整備済みとなっており、人口1人当たりの面積は、近隣10市町²の中では大きい方から2番目の高い水準にあります。

¹ 都市計画法第11条第2号に定める都市施設として、都市計画決定された公園のうち、供用済みであるもの。

² 本町以外の9市町は、大和高田市、橿原市、香芝市、葛城市、斑鳩町、田原本町、上牧町、王寺町、河合町。

- 町所管の都市計画公園は、真美ヶ丘地区の土地区画整理事業等に合わせ、同時期に整備されたものが多く、27施設のうち設置後30年以上経過している公園が24施設で全体の約9割を占めており、近年、遊具等の老朽化が一斉に進行しています。
- 今後、都市計画公園以外の施設を含めた既存の公園では、老朽化がさらに進行し、遊具等の劣化や損傷が深刻さを増すことが想定されます。そのため、地域住民が安全・安心かつ快適に利用し続けられるよう、既存の公園の再整備や遊具等の改修・修繕を計画的に推進する必要があります。

【緑地】

- 町西部一帯に広がる馬見丘陵には、緑豊かな山林が残り、本町を象徴する良好な自然環境が形成されているほか、町内には葛城川、高田川、曾我川などをはじめとする多くの河川が流れ、地域住民の憩いの場として親しまれています。令和2（2020）年度に実施した住民アンケート調査の中でまちの魅力を質問したところ、「自然環境が豊かである」の回答率が64.8%で突出しています。
- まちの個性を創出するとともに、多くの住民を魅了する重要な地域資源として、多様な主体との連携・協働のもと、農地や樹木等を含めた既存の緑地や水辺環境を大切に守り活かすとともに、花と緑あふれるまちづくりを積極的に推進する必要があります。
-

◆施策の展開方向

【展開方向1】公園・緑地の適正な維持管理の推進

<目標>

地域住民が既存の公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

<手段>

- 馬見丘陵、葛城川、高田川、曾我川など、本町を特徴づけている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。
- 遊具等の老朽化に起因する事故を未然に防止し、地域住民が安全・安心かつ快適に利用できる環境を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に推進します。
- 既存の公園や緑地について、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な維持管理が行えるよう、地域住民が主体となって除草や清掃等の美化活動に取り組める体制づくりを推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
既存公園のうち、ランク C・D 判定の施設数	施設	公園長寿命化修繕計画 ランク C: 全体的に劣化が進行している施設 ランク D: 全体的に劣化が顕著な施設	ランク C: 130 ランク D: 32 (平成 28 年度)	↓
地域住民が維持管理を実施する公園・緑地数	件	都市整備課資料	0 (令和3年度)	↑

【展開方向2】町ぐるみによる緑化の推進

<目標>

地域住民が日常的に緑とふれ合うことで、うるおいとやすらぎを実感できる環境を整備します。

<手段>

- 花いっぱい運動、生け垣用の苗木及び新築時等の記念樹の配布等を通じ、花と緑あふれるまちづくりを推進します。
- 緑の充実と質の向上を図るため、緑化活動に主体的に取り組んでいる団体等への支援の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

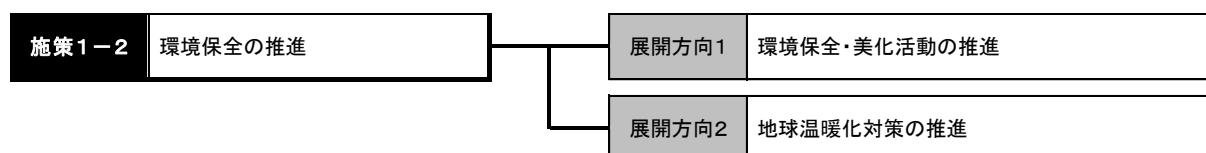
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
緑化に関する活動団体数	団体	花いっぱい運動等、町内で主体的に緑化活動に取り組んでいる団体数	10 (令和2年度)	↑

施策1-2 環境保全の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域住民が良好な生活環境の中でより快適な暮らしを送れるまちを目指すとともに、地球環境にやさしい脱炭素社会³の実現を目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公害苦情件数	件	環境対策課資料	3 (令和2年度)	↓
町の事務・事業による温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	環境対策課資料	9,410 (平成29年度)	↓

◆現状と主要課題

【環境保全・環境美化】

- これまで本町では、良好な生活環境の保全・形成を図るため、町ぐるみによる環境保全・美化活動の重要性などに対する住民の意識啓発や広報活動、クリーンキャンペーンに取り組んできましたが、依然として道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄が起きることがあります。
- 地域住民がより快適で住みやすいまちをつくるためには、国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働により、公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための取組みを強化するとともに、住民が主体となった環境保全・美化活動を促進する必要があります。

³ 地球温暖化の大きな原因とされている温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。

【地球温暖化対策】

- 令和2（2020）年12月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣は「2050（令和32）年までに温室効果ガスの総排出量をゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言が出されました。
- 本町では、平成31（2019）年2月に改定した「広陵町地球温暖化対策実行計画」において、行政の事務・事業による温室効果ガス総排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で78.9%（8,279 t-CO₂/年）削減することを目標に掲げていますが、平成25（2013）から29（2017）年度までの4年間における削減量は10.4%（1,087t-CO₂/年）にとどまっています。
- 温室効果ガス総排出量の削減に向け、行政が規範となり率先して行動に取り組むとともに、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進に努める必要があります。
- 平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」により、市町村は、その自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、地域気候変動適応計画の策定や気候変動の影響等に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点を確保することなどが努力義務として課せられました。

◆施策の展開方向

【展開方向1】環境保全・美化活動の推進

<目標>

広陵らしいうるおいに満ちた良好な生活環境が保たれ、誰もがいつまでも快適に住み続けられるようにします。

<手段>

- 「自らのまちは自らがきれいに」という意識向上のための啓発や広報に取り組むとともに、地域住民が主体となった美化活動が日常かつ面的に広がるよう支援の充実を図ります。
- 国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働のもと、道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄の監視体制の強化を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ごみ減量に伴うボランティア袋配布枚数	枚	クリーンセンター広陵資料	6,030 (令和2年度)	↓
不法投棄回収出動回数	回	環境対策課資料	44 (令和2年度)	↓

【展開方向 2】地球温暖化対策の推進

<目標>

脱炭素社会の実現に向けて、住民や事業者との連携・協働のもと、町ぐるみで地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。

<手段>

- 町役場庁舎をはじめとする公共施設の設備改修の運用改善等による省エネルギー対策を推進します。
- 住宅の ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）⁴化や自動車の EV（電気自動車）化、太陽光発電付きカーポートの設置など、地域のエネルギーは地域でつくる「自立・分散型のエネルギー」の普及拡大に向けて取組みます。
- 国の動向と歩調を合わせて 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の事務・事業による温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	環境対策課資料	9,410 (平成 29 年度)	↓
省エネルギーに関する啓発回数	回	環境対策課	令和 4 年度以降に実施	↑
日常的に省エネルギーに配慮したライフスタイルを心掛けている住民の割合	%	住民アンケート調査	令和 4 年度以降に把握	↑

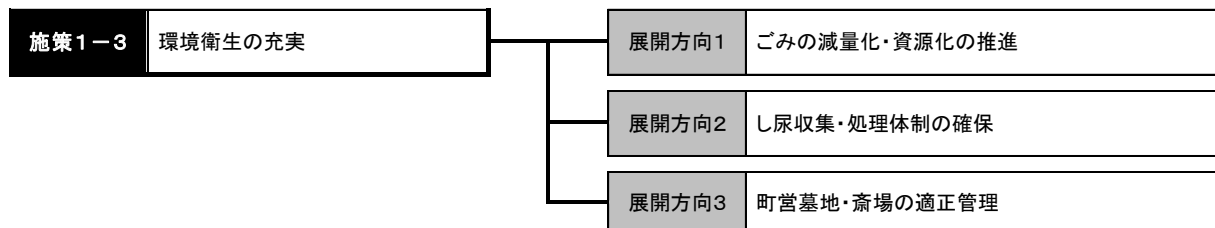
⁴ 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の 1 次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

施策1-3 環境衛生の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

排出抑制を最優先にした資源循環型社会⁵の形成と、常に良好な衛生状態が保たれた清潔で快適なまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ごみの年間総排出量	t	クリーンセンター業務課資料	9,946 (令和2年度)	↓
浄化槽の法定検査の受検率	%	環境対策課資料	6.3 (令和2年度)	↑

◆現状と主要課題

【ごみ処理】

- 近年、本町のごみ搬入量は平成27（2015）年度の10,094 tに対し、令和2（2020）年度では9,946 t、また、住民1人1日当たりのごみ排出量は平成27（2015）年度の790 gに対し、令和2（2020）年度では779 gといずれも概ね横ばい傾向で推移しています。
- 現在、ごみ処理及びリサイクルは、町東部に立地する「クリーンセンター広陵」において実施していますが、令和4（2022）年度以降は地元及び周辺大字との協定により操業停止となり、令和7（2025）年度からは本町を含めた県内10市町村で構成されたごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立した山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設において実施予定となっています。

⁵ 廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

- これまで本町では、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び事業活動への転換・定着を図るため、ごみを出さないようにしてごみを減らす「Reduce（発生・排出抑制）」、使えるものは繰り返して使う「Reuse（再利用）」、ごみを資源化して再び使う「Recycle（再生利用）」からなる「3R」の普及拡大に取り組んできました。
- 将来にわたって持続可能な資源循環型社会の形成に向け、今後は3Rにごみになる物は発生源から絶つ「Refuse（買い物は計画的に必要な量・物だけを買う、過剰な包装は断るなど）」を加えた「4R」の普及拡大に努め、ごみの減量化・資源化をより一層積極的に推進する必要があります。

【し尿・排水処理】

- 現在、公共下水道に接続していない家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水の処理は、合併浄化槽を設置している家庭では、し尿・生活雑排水の両方が浄化槽で処理、単独浄化槽を設置している家庭では、し尿は浄化槽で処理、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出しています。浄化槽を設置していない家庭では、し尿は汲み取りで収集、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。
- 河川等の公共用水域の水質を良好な状態に保つため、公共下水道が整備された地域では下水道への早期接続を促進するとともに、それ以外の地域では浄化槽の適正な維持管理等に関する周知・啓発活動を積極的に推進する必要があります。

【町営墓地・斎場】

- 近年、町営墓地では、管理を引き継ぐ方がいないなどの理由で墓じまいをされる方の増加傾向が続いている一方、人口構造の変化や埋葬に対する価値観の多様化等を背景に、町営墓地の需要は高まっていくと予想されることから、今後は墓地の継承や無縁化等の課題への対応を検討する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】ごみの減量化・資源化の推進

<目標>

資源循環型社会の形成に向け、住民や事業者が主体的に4R運動に取り組むとともに、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行えるようにします。

<手段>

- ごみとなる物を家庭に持ち込まない、調理くずや食べ残し等の食品ロスを減らすなど、住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発活動を推進します。
- 事業者に対し、排出事業者責任⁶や拡大生産者責任⁷の徹底について啓発を行い、事業者の自主的なごみ減量化の取組みを促進します。
- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更⁸が円滑に行われるよう、住民への周知徹底を図り、分別に対する理解を得られるように努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発回数	回	クリーンセンター業務課資料	10 (令和2年度)	↑
事業者に対する排出事業者責任及び拡大生産者責任者の徹底に関する指導・展開検査の実施率	%	クリーンセンター業務課資料	100 (令和2年度)	→
1人1日家庭系ごみ排出量	g	クリーンセンター業務課資料	644 (令和2年度)	↓
1日平均事業系ごみ排出量	t	クリーンセンター業務課資料	4.4 (令和2年度)	↓

⁶ 廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の1つ。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられる。

⁷ 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方。そうすることで、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようにインセンティブを与えようというもの。

⁸ 新ごみ処理施設が稼働する令和7（2025）年度からは、その他プラスチックごみの分別収集を取り止め、可燃ごみとして排出するように変更する予定。
また、現在ペットボトル、カン、ビン等はステーション収集をしているが、高齢者のみの世帯も増加していることから戸別収集に切り替えることを検討している。

【展開方向2】し尿収集・処理体制の確保

<目標>

生活環境の改善及び河川等の公共用水域の水質保全を図り、子どもが安心して遊べる水辺環境をつくります。

<手段>

- チラシ等の配布やHPの活用等により、家庭でできる生活排水対策の普及拡大を図ります。
- 浄化槽の適正な維持管理の必要性について啓発を行い、定期的な保守点検・清掃の実施、法定点検の受検率の向上を図ります。
- 公共下水道が整備された地区において、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するようPR活動を行います。
- 認可区域において、未整備箇所の整備を進めると共に、認可区域外においては必要性がある区域から整備します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
浄化槽適正管理の広報回数	回	環境対策課資料	1 (令和2年度)	↑
水洗化・生活雑排水処理率	%	水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100	94.4 (令和2年度)	↑
下水道未接続戸数に対する接続戸数	戸	上下水道施設課	5 (令和2年度)	↑

【展開方向3】町営墓地・斎場の適正管理

<目標>

町営墓地の無縁化防止に努めます。

<手段>

- 町営墓地の使用期限を設けるなどの検討を行うとともに、無縁化防止のための啓発を行います。
- 住民の需要を適切に見極めながら、設備等の計画的な改修・修繕を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
無縁化が疑われる墓地数	区画	町営墓地における使用許可取消及び使用権消滅の対象となる墓地数	0 (令和2年度)	→
無縁化防止のための啓発回数	回	環境対策課資料	1 (令和2年度)	↑

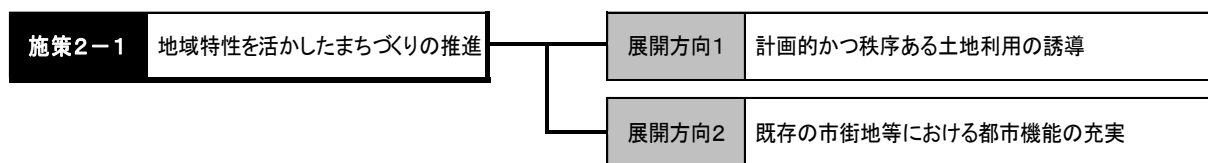
【基本目標2】生活基盤が充実したまち

施策2-1 地域特性を活かしたまちづくりの推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域特性を踏まえながら、多様な機能が調和し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地が形成されたまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
DID地区 ⁹ の面積及び人口密度	km ² 人/km ²	国勢調査	3.40 6,221 (平成27年度)	→

◆現状と主要課題

【土地利用・市街地】

- 令和2（2020）年3月31日現在、町域の約3割にあたる460haが既に市街化が形成されている区域及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に、約7割にあたる1,170haが市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されています。
- 本町は、都市計画法第34条第11号の規定¹⁰に基づき、市街化調整区域の一定の既存集落においても新たな住宅等の立地が認められています。平成27（2015）年度から令和2（2020）年度の木造・非木造家屋の新築棟数は約1,200棟、同期間内における市街化調整区域内の開発申請の区画数は約750区画あり、新たな住宅立地の約6割超が市街化調整区域内において行われています。

⁹ 原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

¹⁰ 市街化調整区域の中でも一定の集落を形成しており、主要な道路や排水施設が概ね整備された区域を指定することにより、住宅や小規模店舗等が立地可能となる区域。

- 一方、市街化区域のうち、旧来からの商店が多い地区であった箸尾駅周辺は、近年、域外の大型商業施設等への購買力の流出、経営者の高齢化及び後継者不足が進み、廃業等による商業機能の低下が顕在化しています。
- 今後、人口が徐々に減少局面へと移行し、宅地需要が沈静化に向かうことが予測される中、市街化調整区域において農地等の住宅地への転換が進むことにより、既存の市街地では、低密度化による行政サービスの非効率化や地域公共交通の維持が困難になるなどの問題が生じるおそれがあります。
- 将来にわたって地域社会の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を維持・確保し、住民がいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、人口密度が適度に維持されたまちづくりを推進する必要があります。

【景 観】

- 本町は、景観保全地区に指定されている馬見丘陵をはじめ、多彩な景観資源を有しています。今後、まちの付加価値をさらに高めていくためには、これらの景観資源を将来にわたって大切に守り、活かした景観づくりを推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】計画的かつ秩序ある土地利用の誘導

<目標>

多くの住民が地域に深い愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと強く実感できるよう、居住・産業・自然がバランスよく調和した土地利用の誘導を図ります。

<手段>

- 市街化区域内の低未利用地の抑制に向けて、都市計画マスタープラン¹¹の改定や立地適正化計画¹²の策定に取り組みます。
- 市街化調整区域における乱開発を適切に抑制するため、都市計画法第34条第11号に基づく区域の見直しを検討します。
- 各地区の特性や実情に応じた土地利用の誘導を図り、良好な居住環境の維持・向上に向け、良好な景観の保全・形成を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
市街化区域内の低未利用地の面積	ha	用途に供されていない空地、空き家・空き店舗の存する土地等	7.3 (令和2年度)	↓

¹¹ 都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、用途地域や地区計画、都市計画施設等の都市計画に定める事項は、本プランに基づき定めることとされている。

¹² 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられている計画。

【展開方向2】既存の市街地等における都市機能の充実

<目標>

将来にわたってより多くの人々が住み、働き、憩える場となるよう、既存の市街地等における都市機能の充実を図ります。

<手段>

- 市街化区域内の未利用地において、土地の有効利用を促進するため、道路等の周辺環境を整備します。
- 民間の不動産業者との連携・協働により、町内へ進出意向のある事業者のニーズに応じた用地を紹介する体制づくりに取り組みます。
- 箸尾駅周辺部において、未着手となっている都市計画道路の整備と併せ、住民にとって身近な生活利便施設の立地を誘導することで、にぎわいのある駅前通りの形成を図ります。
- 町北部の箸尾準工業地域において、町が主体となったインフラ整備等により、新規企業の立地環境を整えます。
- 竹取公園周辺地区について、奈良県とのまちづくり連携協定に基づき、民間活力を活用した新たなにぎわいの創出や公園を核とした魅力の向上を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

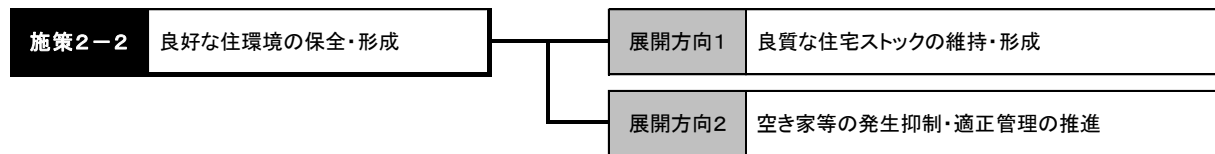
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
都市計画道路の整備率	%	都市整備課資料	61.6 (令和3年度)	↑
箸尾準工業地域の新規企業の立地見込件数	件	企画政策課資料	11 (令和2年度)	→
竹取公園の利用者数	人	都市整備課資料	令和3年度に 調査予定 (令和3年度)	↑
竹取公園周辺地区まちづくり基本計画に基づく県との個別協定締結数	件	都市整備課資料	0 (令和3年度)	↑

施策2-2 良好な住環境の保全・形成



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

より多くの人たちから住みたいまちとして選ばれるとともに、住民がいつまでも安全・安心して快適に住み続けることができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
これからも広陵町に「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」と思う住民の割合	%	住民アンケート調査	72.9 (令和2年度)	↑
町外からの転入者数	人	住民基本台帳人口	1,018 (令和2年度)	↑

◆現状と主要課題

- 平成30(2018)年10月1日現在、専用住宅(居住専用の住宅)の総数1万1,200戸のうち、所有関係別では持ち家が9,800戸(構成比87.5%)で突出しています。また、建て方別では、一戸建が9,680戸で全体の86.4%を占めています。
- 建築の時期別では、平成3(1991)年から平成12(2000)年が2,430戸(構成比21.7%)で最も多く、次いで昭和56(1981)年から平成2(1990)年の2,410戸(21.5%)の順であり、みささぎ台ニュータウン(昭和62(1987)年竣工)や真美ヶ丘団地(平成2(1990)年3月竣工)の土地区画整理事業に伴い新たな住宅の立地が進んだことが見てとれます。
- 今後、これらの住宅地では、住民の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や世帯人員の減少が進んでいくと見込まれる中、さまざまな世代がそのライフスタイルとニーズに応じた住み方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・形成を促進する必要があります。

- 近年、全国的に人口減少や既存住宅・建築物の老朽化の進展に伴い、使用されていない空き家が増加傾向¹³にあります。これらの空き家の中には、適切な管理がなされていないため、防災や衛生、景観等の面で地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものもあり、社会的な問題となっています。
- 本町が平成 28（2016）年度に実施した空き家等¹⁴実態把握調査によると、町内は「広陵東小学校区」、「広陵西小学校区」、「広陵北小学校区」といった築年数が古い建物が多い小学校区エリアと、「真美ヶ丘第一小学校区」、「真美ヶ丘第二小学校区」といった比較的新しい建物が多い小学校区エリアに大別され、古い建物が多い小学校区エリアでは空き家等の問題が顕在化しています。
- 今後、高齢者夫婦や高齢の単独世帯が増加し、その後、空き家等のさらなる増加が懸念される中、所有者の管理責任や空き家がもたらす問題等について、所有者及び周辺住民の意識向上を図るとともに、新たな空き家等の発生を抑制するための取組みを強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】良質な住宅ストック¹⁵の維持・形成

<目標>

若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代がいつまでも快適に住み続けることができる良質な住宅ストックの維持・形成を図ります。

<手段>

- 民間の不動産業者との連携・協働のもと、さまざまな世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住み方に対応できるよう、既存の住宅ストックを活用した住替えなどの支援に取り組みます。
- 耐震改修やリフォームなど、質の高い良好な住宅を増やしていくための取組みを促進します。
- 高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯など、住宅の確保に配慮を要する方々が安心して住み続けられるよう、老朽化した町営住宅について、公民連携等による建替や改善、用途廃止等を計画的に推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住宅ストックの耐震化率	%	居住世帯のある総住宅ストックのうち、新耐震基準が求める耐震性を有	90.8 (令和2年度)	↑

¹³ 総務省の「平成 30 年住宅・土地統計調査」によると、平成 30（2018）年 10 月 1 日現在、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 13.6%であり、過去最高を記録している。

¹⁴ 建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）のこと。

¹⁵ 存在する既存住宅の数。

		する住宅ストックの比率		
広陵町地域活性化対策住宅 リフォーム補助件数	件	地域振興課資料	17 (令和3年度)	→

【展開方向2】空き家等の発生抑制・適正管理の推進

<目標>

新たな空き家等の発生を抑制するとともに、適正な管理及び利活用を促進します。

<手段>

- 空き家等の利活用に関する情報提供・相談体制や、空き家等を活用した移住・定住支援の充実を図ります。
- 自治会、NPO、関連団体、業界団体、大学等との連携・協働による空き家等の見守り、管理体制の構築を推進します。
- 空き家等の所有者及び住宅居住者全般に対し、空き家問題全般や所有者の責務等に関する普及啓発・情報提供の充実を図ります。
- 空き家等の解体・除却に対する支援の充実や、賃貸や売却に際して活用できる制度・サービスの周知を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

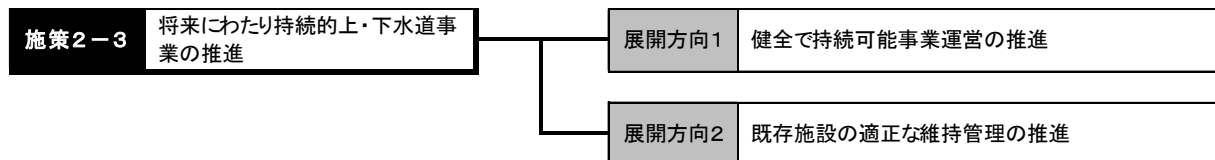
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
危険度総合評価がランク A・B の空き家等の数	件	ランク A:このまま放置するのは望ましくない施設 ランク B:できるだけ早く対応を行うべき施設	ランク A: 2 ランク B:11 (平成 28 年度)	↓
空き家コンシェルジュの利用者数	人	環境対策課資料	34 (令和2年度)	↑
空き家所有者に対する啓発回数	回	環境対策課資料	2 (令和2年度)	↑
老朽化住宅及び空き家の危険性の周知回数	回	環境対策課資料	1 (令和2年度)	↑
空き家等の解体・除却に係る補助金の支給件数(累計)	件	環境対策課資料	4 (令和2年度)	↑

施策2-3 将来にわたり持続的上・下水道事業の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民・事業者が安全で安心な水道水を安定的に利用できるとともに、河川・水路等の公共用水域の良好な水質が保全され、美しく快適な住環境が維持されたまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水道施設のうち基幹管路の事故件数	件	上下水道施設課資料	2 (令和2年度)	↓
下水道の人口普及率	%	下水道利用人口÷総人口×100	98.5 (令和3年3月31日現在)	↑

◆現状と主要課題

【上水道】

- 本町の水道事業は、昭和32（1957）年4月1日に供用を開始し、その後、住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、既に整備率は100%に達しており、現在は主として真美ヶ丘配水場や大野配水池、総延長約241kmの配水管の維持管理を行っています。
- 水道事業は、地方公営企業法に定められた公営企業会計を採用しています。令和元（2019）年度の「広陵町水道事業経営比較分析表¹⁶」によると、本町の水道事業は、経常収支比

¹⁶ 公営企業において、経営及び施設の状態を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業等の比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的として毎年度公表している。

- 率¹⁷、流動比率¹⁸ともに100%を超え、経営は健全といえますが、料金回収率¹⁹が100%を下回っており、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われている状況にあります。
- 今後、水道施設の老朽化の進展による配水管の更新費用の増大及び給水人口の減少等による水道収益の悪化が懸念されている中、奈良県は水道事業におけるさまざまな課題を抜本手的に解決するためには、個々の事業者が単独で対応するには限界があるという認識に立ち、令和7（2025）年度を目標に県域水道の一体化を目指すとしています。
 - 将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できるよう、令和2（2020）年3月31日時点で法定耐用年数の40年を経過している延長が64.5km、全体の26.5%を占めている配水管について、老朽化の進展状況等を踏まえた更新を計画的に推進していく必要があります。

【下水道】

- 本町の下水道事業は、昭和59（1984）年4月20日に供用を開始し、その後、水道と同様に住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、令和3（2021）年3月31日現在、下水道の人口普及率は98.5%に達しています。
- 下水道事業は、平成29（2017）年度から水道事業と同様に公営企業会計を採用しています。令和元（2019）年度の「広陵町下水道事業経営比較分析表」によると、下水道事業の経常収支比率は100%を超えており、経営は健全といえますが、経費回収率²⁰が100%を下回っており、下水道使用料以外の収入で賄っている状況にあります。
- 令和2（2020）年11月現在、下水道には法定耐用年数を経過した管渠は存在していないものの、今後は法定耐用年数を迎える管渠が増加すると見込まれることから、水道事業と同様に、老朽化の進展状況等を踏まえた更新を計画的に推進していく必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】健全で持続可能事業運営の推進

<目標>

水道事業及び下水道事業の経営の効率性を高め、経営基盤を強化します。

<手段>

- 水道事業について、事務の効率化や経費の削減に向けた取組みを推進します。
- 県や近隣市町村との広域化を検討しながら、既存施設の有効利用を図ります。
- 下水道事業について、事業の内容を見直し、無駄を省いた事業運営を推進するとともに、原価に見合った適正な使用料の確保を検討します。

¹⁷ 「経常収益÷経常費用×100」であり、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

¹⁸ 「流動資産÷流動負債×100」であり、短期的な債務に対する支払能力を表す指標。

¹⁹ 「供給単価÷給水原価×100」であり、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表し、料金水準等を評価することが可能。

²⁰ 「下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100」であり、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表し、使用料水準等を評価することが可能。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水道料金の回収率	%	料金収益÷水道水供給費×100	60.8 (令和2年度)	↑
下水道使用料の回収率	%	使用料収益÷汚水処理費×100	92.1 (令和2年度)	↑

【展開方向2】既存施設の適正な維持管理の推進

<目標>

将来にわたってまちの健全な発展や公衆衛生の向上に寄与するライフラインとして、既存の水道及び下水道施設の適正な維持管理を推進します。

<手段>

○老朽化の進展状況を踏まえ、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、配水管及び管渠の点検・調査を実施し、維持管理の最適化を図ります。

○老朽化した配水管・管渠の更新や耐震化を計画的かつ効率的に推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

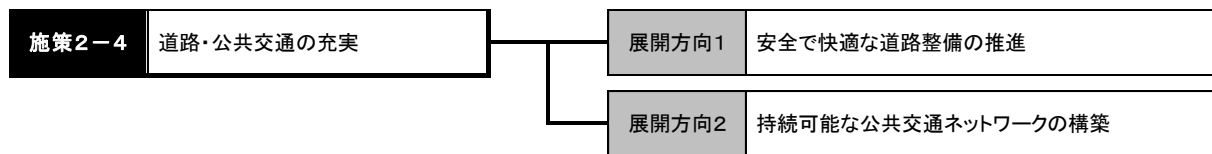
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水道配水管の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた配水管延長÷町全体の配水管延長×100	26.4 (令和3年3月31日現在)	↓
水道配水管の耐震化率	%	耐震化した配水管延長÷町全体の配水管延長×100	3.9 (令和3年3月31日現在)	↑
下水道管渠の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和3年3月31日現在)	→
下水道管渠の改善率	%	更新した管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和2年度)	↑

施策2-4 道路・公共交通の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

渋滞や交通事故が少なく、人や車が快適に行き来するとともに、自分で車を運転できない住民も安全・快適に移動できるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
交通事故件発生件数	件	奈良県警察本部 HP	78 (令和2年度)	↓
日常的に公共交通機関を利用する人の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
道路・交通網の充実に関して「やや不満」・「不満」・「非常」に不満と回答する人の割合	%	企画政策課資料	35.4 (令和元年度)	↓

◆現状と主要課題

【道路】

- 令和2（2020）年3月31日、機能的な都市活動を十分に確保するための都市の基盤施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路である「都市計画道路」は、総延長23.79km、このうち改良済み延長は14.67km、改良率は61.6%であり、改良率は本町を含めた比較対象10市町の中で高い方から2番目に位置しています。
- また、都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現況道路として、概ね計画幅員の3分の2以上又は4車線以上の幅員を有する概成済みの都市計画道路の延長は6.85kmであり、これと改良済みを合わせた整備済み延長は21.52km、整備率は90.5%であり、整備率は比較対象10市町の中で最も高くなっています。
- 住民の日常生活にとって身近な生活道路である町道は、令和3年4月1日現在、総延長208kmのうち、42.2%にあたる88kmが幅員4.5m以下となっており、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保する上で支障を来している区間があります。

○まちの骨格を形成する重要な幹線道路として、今後も引き続き、未整備及び概成済みの都市計画道路の整備を推進する必要があります。また、町道は限られた幅員の中で歩行者及び自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、各地区の特性に応じた道路空間の整備を推進する必要があります。

【公共交通】

○公共交通は、鉄道が町北部に近鉄田原本線箸尾駅、近隣市に近鉄高田駅及び五位堂駅が設置されているほか、民間事業者による路線バスとコミュニティバス「広陵元気号」、タクシーが運行しています。

○平成15（2003）年から平成20（2008）年にかけて、路線バスの利用者数の低迷による路線の休廃止が起り、平成26（2014）年からは、高田新家線及び高田イオンモール線の運行について、町が運行費補助を行い、運行を継続させるなど、民間事業者による路線バスの維持は厳しい現状です。

○今後、高齢化の進展に伴い、自らの移動手段を持たない交通弱者が増えていくと見込まれる中、誰もが円滑に移動することができるよう、地域と病院・商業施設等をつなぐ公共交通ネットワークの維持・確保を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】安全で快適な道路整備の推進

<目標>

歩行者と自転車と自動車が共存し、誰もがより安全で快適に移動できるまちづくりを推進します。

<手段>

○住民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の1つとして、今後も引き続き、都市計画道路の整備し、狭あい道路についても、拡幅による通行環境の整備を推進します。

○生活道路については、自転車専用通行帯（自転車レーン）の設置や路面標示による通行区分など、各地区の特性に応じた通行環境の改善を図ります。

○老朽化した道路や橋梁に対して優先順位づけを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進します。

○バリアフリー化の推進等により、高齢者や障がいのある方を含めた誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
都市計画道路の整備率	%	整備済み延長÷計画延長×100	61.6 (令和3年度)	↑
町道のうち幅員4.5m未満の道路割合	%	都市整備課資料	42.2 (令和3年度)	↓
自転車ネットワーク計画で定めた自転車専用通行帯整備	km	都市整備課資料	1.7 (令和2年度)	↑

延長				
既存橋梁のうち、Ⅲ(早期措置段階)・Ⅳ(緊急措置段階)判定施設数	橋	Ⅲ判定施設: 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 Ⅳ判定施設: 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 都市整備課資料	Ⅲ判定施設: 11 Ⅳ判定施設: 0 (令和2年度)	↓
歩道の改良率	%	規格改良済み(バリアフリー化)の歩道延長÷歩道総延長×100	7.0 (令和3年度)	↑

【展開方向2】持続可能な公共交通ネットワークの構築

<目標>

多くの住民が進んで活用できる持続可能で効率的な公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

<手段>

- 公共交通相互の連携とサービスの向上により、住民の移動利便性の増進を図ります。
- 地域の輸送手段を総動員し、さまざまな住民ニーズに対応する交通体系を形成します。
- 交通事業者との連携・協働のもと、住民の公共交通を活用する生活スタイルへの転換等を促進します。
- 民間事業者等との連携拡充により、基幹公共交通として既存の鉄道・路線バスのネットワーク及び利用者数の確保を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
広陵元気号の1日平均利用者数	人/日	運行事業者による実態調査	84 (令和2年度)	↑
路線バスによる鉄道駅(五位堂駅、大和高田駅)までの平日の運行便数	本/日	奈良バスなび Web	188 (平日) (令和3年6月)	→
コミュニティバス及び路線バスでの大和高田駅接続便数	便	企画政策課資料	41 (令和2年度)	→
民間バス路線の1日平均利用者数(真美ヶ丘線)	人	企画政策課資料	3,445 (令和2年度)	↑
民間バス路線の1日平均利用者数(竹取公園東系統)	人	企画政策課資料	492 (令和2年度)	↑
町独自で実施する公共交通に関する普及啓発活動(モビリティ・マネジメント)回数	回	企画政策課資料	1 (令和3年度)	↑

交通事業者との連携・協働による公共交通の活用に向けた啓発活動回数	回	企画政策課資料	5 (令和3年度)	↑
バス利用促進に向けた民間事業者との連携数	件	企画政策課資料	4 (令和3年度)	↑

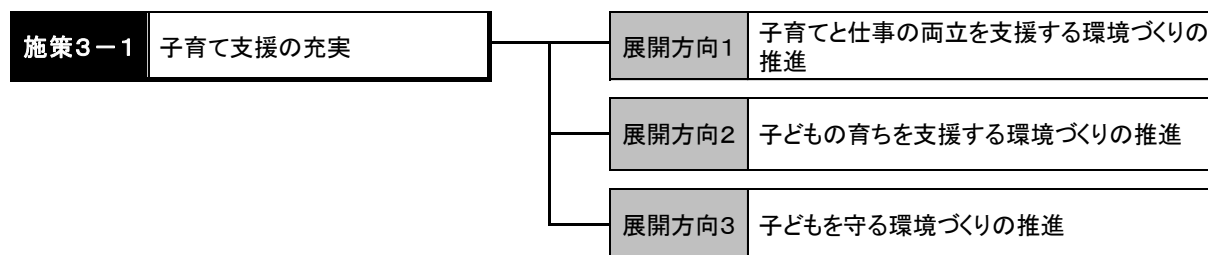
【基本目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち

施策3-1 子育て支援の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

子育て世帯が安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもが安全・安心な環境のもと、心身ともに健やかに成長しているまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
合計特殊出生率	—	1人女性が生涯に出産する子どもの数の平均	1.45 (平成25年から平成29年の5か年平均)	↑
2号認定子ども数	人	満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	715 (令和3年8月1日現在)	↑
3号認定子ども数	人	満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	286 (令和3年8月1日現在)	↑
虐待相談児童数	人	こども課資料	67 (令和3年8月1日現在)	↓

◆現状と主要課題

- 近年、本町の合計特殊出生率は、平成 15（2003）年から平成 19（2007）年の 1.26（5 年平均）に対し、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年の 1.45 に上昇し、後者は県内 39 市町村の中で高い方から 6 番目の上位に位置しています。
- 平成 27（2015）年以降、就学前児童人口は増減を繰り返しながら 1,900 人から 1,930 人前後で推移している一方、認可保育所への入所児童数は、平成 31（2019）年 1 月 31 日現在では 917 人に上り、平成 26（2014）年の 829 人と比べて 88 人増加しています。
- 令和 3（2021）年 4 月 1 日現在、待機児童は発生していないものの、認可保育所の定員 817 人に対する実際の受入れ数は 877 人と、定員を超える弾力的な受入れを行っており、保護者が希望する保育施設に入所できない、年度途中の受入れが困難となっているなど、潜在的な待機児童の存在が否定できない状況にあります。また、保育士や幼稚園教諭及び放課後子ども育成教室²¹ 指導員といった人材面の確保も大きな課題となっています。
- 病児・病後児保育事業と一時預かり事業においては、年間の受入可能人数がそれぞれ 960 人、18,930 人を確保しており、利用者数から見て充足しています。今後一層の制度の周知と利用者の利便性の向上を図り、利用者数の増加に努める必要があります。
- 令和 2（2020）年 3 月に策定した「広陵町子ども・子育て支援事業計画²²（計画期間：令和 2（2020）から 6（2024）年度）」に先立って小学校就学前の保護者及び小学生児童の保護者を対象に実施したアンケート調査によると、子育てに不安や負担を感じている方がどちらも約 6 割を占め、その理由として、小学校就学前の保護者では「仕事と家事・子育ての両立」が 54.5%で最も高くなっています。
- 本町が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、妊娠期・出産期を含め、今後さらに多様化していくと見込まれる保育に対する保護者のニーズを十分に踏まえながら、各種子育て支援策の質的・量的な充実を図るとともに、保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

²¹ 昼間、保護者が労働等により、家庭にいないを問わず、町内小学校に在籍する小学校 1 年生から 6 年生の児童に対して安全・安心な活動拠点づくりと、学ぶ意欲がある児童に学習の機会を提供。

²² 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5 年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施期間」などを記載した計画。

◆施策の展開方向

【展開方向1】子育てと仕事の両立を支える環境づくりの推進

<目標>

保護者の働き方の多様化に伴う保育需要の高まりに対応した保育サービスの充実を図ります。

<手段>

- 待機児童の発生を防ぎ、すべての児童が希望する保育施設へ入所し、質の高い保育サービスを安定的に受けられるよう、保育施設の整備や保育士の確保等に取り組みます。
- 病気や回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育や、保護者の多様化する就労形態に対応した一時預かり事業等の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
保育士の職務に関する満足度	%	人事評価「自己申告書」 「会計年度任用職員任用基準」 (こども園・保育園)	令和4年度から実施	↑
認可保育所の待機児童数	人	こども課資料	0 (令和3年4月1日現在)	→
病児・病後児保育事業利用者数	人	こども課資料	58 (令和2年度)	↑
病児・病後児保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	3 (令和3年度)	↑
一時預かり事業利用者数	人	こども課資料	9,004 (令和2年度)	↑
一時預かり保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	11 (令和3年度)	↑
延長保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	8 (令和3年度)	↑

【展開方向2】子どもの育ちを支援する環境づくりの推進

<目標>

子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域における子育て支援の充実を図ります。

<手段>

- 妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートし、保護者に寄り添う支援をきめ細やかに推進します。
- 子育て家庭の親子が気軽に集い・交流できる場を提供するとともに、育児に係る相談・支援や情報の提供の充実を図ります。

- 「広陵町幼保一体化総合計画^{2 3}」に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園^{2 4}化を段階的に推進します。
- 小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安全・安心な活動拠点（居場所）の提供や育成環境の向上を図ります。
- 子どもが安心して必要な医療を受けることができるよう、福祉医療制度による医療費の助成を継続します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
子育て支援の充実に関する満足度	%	住民アンケート調査	49.8 (令和元年度)	↑
認定こども園の整備箇所数	人	こども課資料	1 (令和3年4月1日現在)	↑
放課後子ども育成教室の登録児童数	人	こども課資料	609 (令和3年4月1日現在)	↑
放課後子ども育成教室の待機率	%	こども課資料	0 (令和3年度)	→
地域子育て支援拠点箇所数	箇所	こども課資料	3 (令和3年4月1日現在)	↑

【展開方向3】子どもを守る環境づくりの推進

＜目標＞

発達に障がいをもつ子どもや虐待のおそれのある子どもなど、支援や配慮を必要とする子どもに対する継続的な支援を推進します。

＜手段＞

- 子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図ります。
- 発達に障がいもち、支援を必要とする子どもが、増加傾向にある中、それらの子どもが、教育・保育施設における集団の中で安全・安心に過ごせる場を提供します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
児童虐待防止の啓発回数	回	こども課資料	2 (令和2年度)	↑

^{2 3} 平成28(2016)年3月に策定。

^{2 4} 就学前の子どもをもつ保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

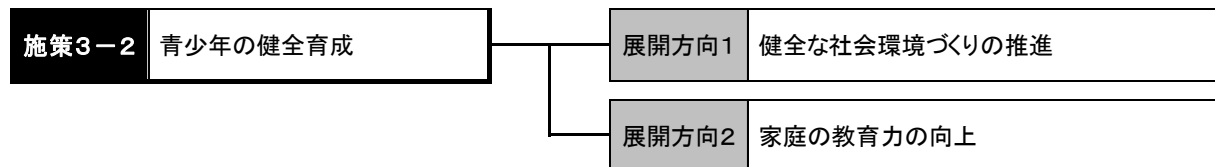
公立教育・保育施設において障がい等により支援を必要とする児童等に対する加配教諭の充足率	%	こども課資料	100 (令和3年度)	→
要保護児童対策調整機関調整担当者研修修了者数	人	こども課資料	1 (令和2年度)	↑

施策3-2 青少年の健全育成



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

将来のまちづくりの担い手となる子どもが、強い自覚と自信を持って明るく健やかに成長していけるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた町内の小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	小学校 27.1 中学校 12.2 (令和3年度)	↑
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	小学校 83.1 中学校 78.1 (令和3年度)	↑
青少年健全育成協議会の会員数	人	生涯学習文化財課資料	55 (令和3年度)	→

◆現状と主要課題

○近年、全国的に地域コミュニティの希薄化や単身高齢者をはじめとする単独世帯の増加等を背景に、地域の中で子ども・若者同士や子ども・若者が地域住民と交流する機会が減少し、その結果として、子ども・若者がさまざまな体験や世代間交流を通じ、規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

○これまで本町では、青少年健全育成協議会等の関係団体、学校、地域、家庭が一体となって青少年犯罪の未然防止に努めてきました。

特に、毎月第3金曜日（奈良県青少年サポートデー）には、少年補導員による青色防犯パトロールカーによる町内巡視、また、青少年健全育成協議会による夏期における夜間合同巡視、町内の祭りやイベントにおける巡視指導等を継続して実施していますが、青少年を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、より多くの人が関わり、地域の全体での見守りとする必要があります。

- 次代のまちづくりを担う子ども・若者たちが自立した個人として、また、他者とともに社会を築く主体として存分に活躍できるよう、今後も引き続き、関係団体、学校、地域、家庭との連携・協働により、地域社会の中でさまざまな体験や世代間交流を通じ、たくましく成長できる機会の創出を図る必要があります。
- 全国的に生活様式の多様化等を背景に、家庭だけではなく、親子間においても十分なコミュニケーションを取る時間を十分に確保できないなど、家庭を取り巻く環境が変化している中、地域において保護者同士が家庭の教育力を高めることができるよう、家庭教育学級（講座）等の充実に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】青少年のための健全な社会環境づくりの推進

<目標>

子ども・若者の健やかな成長と豊かな心を育むための社会環境づくりを推進します。

<手段>

- 子ども・若者が地域社会の中でさまざまな活動や世代間交流、異年齢児交流等を体験できる機会の創出を図ります。
- 地域ぐるみで青少年犯罪を未然に防止するための活動を継続して推進します。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないように、住民の協力により、「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 思春期における心身の健全な成長を促進するとともに、性や感染症予防に関する正しい知識や、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識を得るための学習機会を提供します。
- 住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るために、地域主体の防犯活動を支援します。
- 学校との連携活動を通じて、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、次代を担う人づくりの一環として、子ども・若者の地域コミュニティに参画できる環境づくりを推進します。
- 二十歳の門出を祝う祝典を開催し、参加した新成人を祝い励ますとともに、青少年のための健全な社会環境づくりの一翼を担うひとりの成人としての自覚を促します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
世代間交流や異年齢児交流を行う主催事業数	件	生涯学習文化財課資料	0 (令和2年度)	↑
青少年犯罪を未然に防止するための巡視や小学校立哨の実施回数	回	生涯学習文化財課資料	18 (令和3年度)	→
公民館の講座等を利用している子ども・若者の割合	%	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑
「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束	%	全国学力・学習状況調査	小学校 40.4 中学校 37.2	↑

したことを守っている」と答えた小学生・中学生の割合			(令和3年度)	
子ども110番の家設置数	戸	安全安心課資料	526 (令和2年度)	↑
地域見守りボランティア登録者数	人	安全安心課資料	49 (令和2年度)	↑
町のことを考える小・中学生及び高校生へのワークショップの実施回数	回	企画政策課資料	0 (令和2年度)	↑
学校及び地域コミュニティ間における連携回数	回	生涯学習文化財課資料	0 (令和2年度)	↑
「成人式に参加し、成人としての思いを新たにできた」と答えた成人の割合	%	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑

【展開方向2】家庭の教育力の向上

<目標>

子どもの健やかな成長の基礎となる家庭の教育力の向上を支援します。

<手段>

○PTA等の社会教育団体と連携を図り、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供の充実を図ります。

○地域の中で子育てに悩む保護者に対する相談・支援体制の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

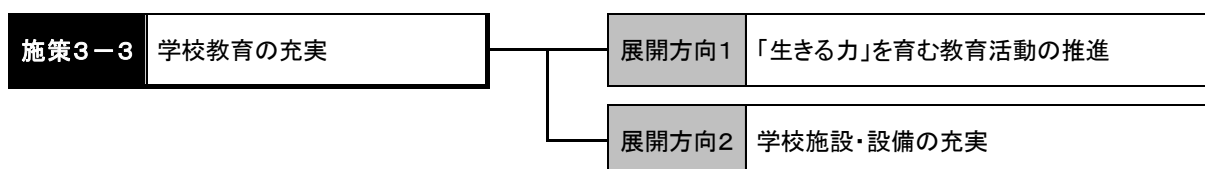
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
家庭教育学級(講座)への参加者数	人	生涯学習文化財課資料	225 (令和元年度)	↑
子育てに関する生涯学習の講座数	件	生涯学習文化財課資料	0 (令和2年度)	↑

施策3-3 学校教育の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

次代の広陵町を担う児童・生徒たちが確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる「生きる力」を着実に身につけ、未来をたくましく切り拓いていくことができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「学校に行くのが楽しい」と答えた小学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	82.8 (令和3年度)	↑
「学校に行くのが楽しい」と答えた中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	75.6 (令和3年度)	↑
学校教育の充実に関する満足度	%	住民アンケート調査	45.9 (令和元年度)	↑
学校内での事故件数	件	教育総務課資料	193 (令和2年度)	↓

◆現状と主要課題

○令和2（2020）年度から順次実施されている新学習指導要領²⁵では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図り、その上で知・徳・体からなる「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い

²⁵ 子どもが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。

学びの視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメント²⁶の充実を通して、これからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指すとしています。

- 本町では、令和4年(2022)年4月、町が目指すべき教育の理念を示すものであり、これに基づき教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の取組方針を定めた「広陵町教育大綱」を改訂しています。同大綱では、「輝く未来のために ともに学びつながり合う いい人づくり」を教育理念に掲げています。
- グローバル化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、教育の根幹をなす「生きる力」を育むための教育活動を強化するとともに、町固有の自然や歴史、産業、畿央大学等の地域の人的・物的資源を積極的に活用し、保護者や地域の人々等を巻き込んだカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要があります。
- 地域とともにある学校づくりのため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)²⁷を町内小・中学校全校に設置し、子どもの豊かな成長を支えています。
- 令和3(2021)年5月1日現在、町内には小学校5校、中学校2校の計7校を設置していますが、これらのうち6校は築後30年以上が経過し、老朽化しています。また、近年、小学校の児童数は減少傾向、中学校の生徒数は横ばい傾向で推移していますが、どちらも学校教育法規則に基づく標準学級数(小・中学校ともに12から18学級)は満たしている状況にあります。
- 今後も引き続き、安全・安心で快適な教育環境の維持・確保を図るため、将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、各学校施設の老朽化の度合いに応じた改修や設備機器の更新、校区割の変更等に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】「生きる力」を育む教育活動の推進

<目標>

児童・生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を着実に身につけ、自ら未来を切り拓いていけるよう、教育の根幹をなす知・徳・体を育む教育の充実を図ります。

<手段>

- 就学前から義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保するため、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携教育を推進します。
- ICTを活用した教育や外国語教育など、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。
- 児童・生徒が地域に対して強い愛着と誇りを持つことができるよう、町固有の地域資源を積極的に活用した教育を推進します。
- 児童・生徒が学ぶ喜び、わかる喜びを実感でき、不登校の未然防止にも結びつくよう、魅力ある授業づくりを推進します。

²⁶ 教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

²⁷ 学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組み。

- 学校給食を通じた食育により、児童・生徒が正しい食事のあり方や楽しい食事とはどのような食事であるのかなどを理解し、健康の保持・増進に活かせるようにします。
- 家庭と学校の双方が密に連携・協働して、児童・生徒の健やかな成長を見守ることができるよう、学校の対話力及び情報発信力の強化を図ります。
- 多様な人々の関わりの中で、誰一人取り残さない学びを支えるため、特別支援教育等を充実させるとともに、学びと子育てへの支援を推進します。
- コミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともに、子どもの豊かな成長を支えていきます。
- 不登校やいじめの未然防止、早期発見・早期解決を推進するため、家庭や関係機関との連携・協働のもと、学校内における相談・指導体制の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
プレ幼稚園と併せた小中学校のオープンスクール開催回数	回	教育総務課資料	0 (令和2年度)	↑
学習意欲に関する項目に肯定的に回答する児童・生徒の割合	%	全国学力・学習状況調査・設問「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」より	小学校:73.5 中学校:80.0 (令和3年度)	↑
地域ボランティアが授業や学校行事に参加した回数	回	「学校・地域パートナーシップ事業」実施報告書	65 (令和元年度)	↑
不登校児童・生徒の割合	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校:0.8 中学校:3.8 (令和2年度)	↓
いじめの解消率	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校:81 中学校:83 (令和2年度)	↑
中学校における残食率	%	給食センター資料	2校平均 14.4 (令和2年度)	↓

【展開方向2】安全・安心で快適な教育環境の整備

<目標>

児童・生徒がより安全・安心で快適な環境のもとで、充実した学校生活を送ることができるよう教育環境の整備を推進します。

<手段>

- 各小学校の適正規模を維持できるよう、校区割の変更や校区選択制の導入等の検討に取り組みます。
- 学校、保護者、道路管理者、警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- トイレの洋式化を引き続き実施し、「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画」に基づき、D評価の施設を早急に修繕するとともに、予防保全の観点から、適切な維持管理を実施します。
- 高速大容量の通信ネットワークや校務用情報端末など、ICTを活用した教育環境の整備を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画」劣化状況評価におけるD評価の数	件	「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画」劣化状況評価	1 (令和3年度)	↓
校務用コンピュータ1台当たりの教員数	人	教育総務課資料	2.73 (令和3年度)	↓

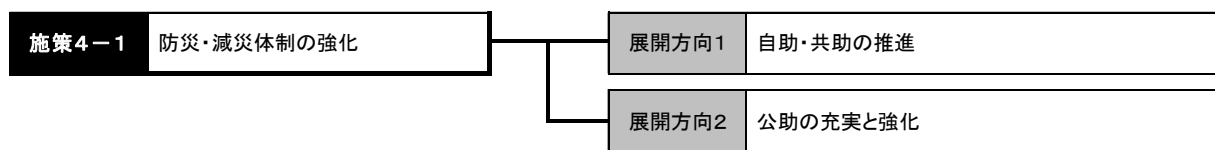
【基本目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

施策4-1 防災・減災体制の強化



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

いつどこで起きるのか分からない災害に対し、地域における防災力を高め、住民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
自然災害による死傷者数	人	安全安心課資料	0 (令和2年度)	→

◆現状と主要課題

- 内閣府の「令和3年版防災白書」によると、近年、世界中で気象災害が頻発するなど気候変動が現実のものとなっており、我が国においても、平成29（2017）年7月の九州北部豪雨、平成30（2018）年の7月豪雨、令和元（2019）年の東日本台風など、気象災害による激甚な洪水氾濫、土砂災害が頻発しているとされています。
- 同白書では、今後も気候変動により、大雨や洪水の発生頻度が増加するという予測のもと、これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代に入ったことを認識する必要があるとされています。
- 本町は、平成19（2007）年から地域に根ざした防災を推進していくため、「災害に強い人づくり」、「災害に強い組織づくり」、「災害に強い地域づくり」の3つの柱を立て、積極的な防災対策に取り組んできました。
- 平成30（2018）年には、住民、自主防災組織、防災士ネットワーク、事業者及び福祉施設の役割と行政の責務を明らかにし、地域の防災力の向上を図り、全ての方が安全・安心して暮らせる災害に強いまちの実現に寄与することを目的に「広陵町地域防災活動推進条例」を制定しています。

- 近年、全国的にこれまでの想定を大きく上回る災害外力（災害を引き起こす力）の高まりが顕在化している中、特に大規模災害の発生時には、行政自らも被災し、人・物・情報など利用できる資源に強い制約を受けるおそれがあります。
- そのため、行政、消防、警察等の公的機関が取り組む「公助」に加え、住民が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや発災時には隣近所で助け合うなど、「自助」、「共助（近助）」に根ざした地域防災活動をより積極的に後押しする必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】自助・共助（近助）の推進

<目標>

災害の被害を最小限に食い止められるよう、住民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、互いに協力して助け合う、地域主体の防災活動の充実を図ります。

<手段>

- 自助・共助による日頃の備えの強化に結びつくよう、余裕をもって安全に避難するためのマイタイムライン²⁸や自助・共助（近助）の必要性の普及啓発を推進します。
- 高齢者や障がいのある方など、避難行動や避難所等での生活が困難な「避難行動要支援者（災害時要援護者）」が、災害時に適切な支援を受けられるよう、関係者との協力体制の構築に取り組めます。
- 地域の防災力を効果的・効率的に高められるよう、住民の防災訓練への参加の促進、自主防災組織に対する支援の充実、防災リーダーの育成等を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
自助・共助に対する普及啓発回数	回	安全安心課資料	1 (令和2年度)	↑
避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の登載者のうち、個別支援計画書の完成割合	%	安全安心課資料	43.8 (令和2年度)	↑
防災訓練や避難訓練の実施回数	回	安全安心課及び区・自治会資料	5 (令和元年度)	↑
防災訓練への参加者数	人	安全安心課資料	約 800 (令和元年度)	↑
自主防災組織への補助件数	件	安全安心課資料(活動・資機材含む。)	24 (令和2年度)	↑
広陵町防災士ネットワーク会員数	人	安全安心課資料	163 (令和2年度)	↑

²⁸ 災害の発生に備え、自身や家族のあるべき行動について、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を時系列に整理した個人の防災行動計画のこと。

【展開方向2】公助の充実と強化

<目標>

災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制づくりを推進します。

<手段>

- 県や周辺自治体等との連携・協力のもと、治水・排水体制の充実を図ります。
- 応急復旧に必要な資機材の不足等を補えるよう、災害時相互応援協定の締結を推進します。
- 発災時に迅速かつ的確に情報を収集・伝達するための情報連絡体制の強化を図ります。
- 消防水利施設の適切な維持管理や消防団員の確保等により、常備消防力の維持・確保に努めます。
- 旧耐震基準²⁹により建築された既存住宅の所有者に対し、耐震化の必要性及び行政の取組みを説明し、耐震化の促進に結びつけます。
- 上水道や下水道等のライフラインの耐震性能の向上を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響にも配慮しつつ、食料・飲料水や衛生用品等の緊急物資の計画的な備蓄を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
雨水貯留施設の整備進捗率	%	馬見川、古寺川、広瀬川における調整池の整備率	0 (令和2年度)	↑
災害時相互応援協定の締結数(累計)	件	安全安心課資料	80 (令和2年度)	↑
災害時相互応援協定の締結団体との訓練実施率	%	安全安心課資料	7 (令和2年度)	↑
消防団員の定員充足率	%	実際の団員数÷条例定数 130人 実際の団員数×100	88.5 (令和2年度)	↑
住宅ストックの耐震化率	%	居住世帯のある総住宅ストックのうち、新の耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	90.8 (令和2年度)	↑
水道配水管の耐震化率	%	耐震化した配水管延長÷町全体の配水管延長×100	3.9 (令和2年度)	↑
下水道管渠の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和2年度)	→
下水道管渠の改善率	%	更新した管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和2年度)	↑

²⁹ 昭和56(1981)年5月以前の構造基準のことで、この基準で建築された建物は、震度5強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷しないが、それを超える大規模地震に対する安全性を検討する必要があるとされている。

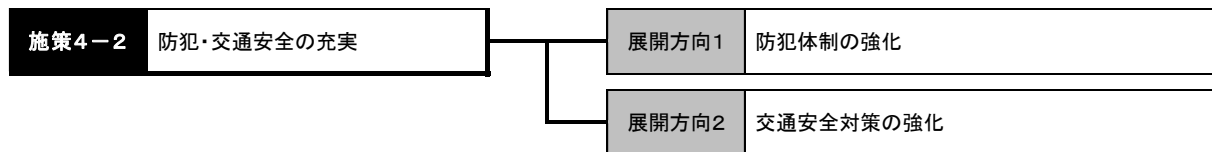
防災倉庫の設置件数	件	安全安心課資料	40 (令和2年度)	↑
備蓄庫整備率(避難所)	%	安全安心課資料	56.0 (令和2年度)	↑

施策4-2 防犯・交通安全の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民が交通事故や犯罪、消費者トラブルに遭わずに安全・安心して暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
刑法犯認知件数	件	奈良県警察本部 HP	78 (令和2年)	↓
特殊詐欺の被害件数と被害額	件・千円	奈良県警察本部 HP	件数:1 被害額:約 160 (令和2年)	↓
人身交通事故の 負傷者・死亡者数	人	奈良県警察本部 HP	死亡:2 負傷:90 (令和2年)	↓

◆現状と主要課題

【防 犯】

- 近年、本町の刑法犯認知件数は概ね減少基調で推移しており、令和2年（2020）年では78件、過去5年間で最も多かった平成26（2014）年の116件と比べて減少しています。その内訳をみると、総数に占める割合が大きい窃盗が平成26（2014）年の106件から令和2年（2020）年の33件に激減しているのが目立ちます。
- 警察庁の「令和2年版警察白書」によると、刑法犯認知件数に占める65歳以上の高齢者の被害件数の割合は、平成21（2009）年以降、一貫して増え続け、令和元（2019）年で

は12.3%となっているほか、特殊詐欺³⁰の被害者の内、高齢者が約8割を占めています。

- 消費者庁の「令和3年版消費者白書」によると、平成23（2011）年以降、65歳以上の高齢者の消費生活相談件数は、平成30（2018）年に約35.8万件とピークに達し、その後は減少傾向に転じているものの、依然として高い水準にあるとされています。

【交通安全】

- 近年、本町の交通事故の発生件数は、平成26（2014）年の164件をピークに一貫して前年を下回る傾向が続いており、令和2年（2020）年では78件、対平成26（2014）年比で約5割（52.4%）と半減しています。
- 平成27（2015）年以降、本町で高齢者が加害者となった交通事故の割合は、平成30（2018）年の26%から令和元（2019）年の17%、また、被害者となった交通事故の割合は、平成28（2016）年の24%から令和元（2019）年の15%といずれも低下しているものの、交通事故による死者数のうち、高齢者が占める割合は年々上昇傾向で推移しています。
- 今後、高齢化の進展を背景に、65歳以上の高齢者の方が交通事故や犯罪、消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっていくことが大いに懸念される中、住民に身近な場所で発生する犯罪等を未然に防止するため、住民一人ひとりが常日頃からの防犯及び交通安全等に係る意識啓発に努める必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】防犯体制の強化

<目標>

地域ぐるみで犯罪を未然に防止するための環境づくりを推進します。

<手段>

- 住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るために、地域主体の防犯活動を支援します。
- 地域との連携・協働により、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯に配慮した環境づくりを推進します。
- 警察や各種関係団体と連携しながら、特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための注意喚起・普及啓発の強化を図ります。
- 子どもや高齢者の位置情報の把握による見守りなど、ICTを活用した犯罪の抑止・予防対策を検討します。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないように、住民の協力により、「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 奈良県警察による情報配信システム（ナポくんメール）の活用促進等により、住民への犯罪発生情報や防犯関連情報の迅速な提供に取組みます。

³⁰ 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空又は他人名義の預金口座への振込みなどの方法により、被害者に現金等を交付させたりする詐欺のこと。

○消費生活に関する安全・安心の確保のため、引き続き香芝市との共同により開設している消費相談窓口を継続運営するとともに、消費者トラブルへの未然防止につながるよう消費生活に関する事例情報を発信します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地域見守りボランティア登録者数	人	安全安心課資料	49 (令和2年度)	↑
町の補助により設置された防犯カメラの台数(累計)	台	町及び区・自治会設置件数	41 (令和3年3月31日現在)	↑
特殊詐欺等に関する啓発活動の件数	件	安全安心課資料	6 (令和元年度)	↑
子ども110番の家設置数(再掲)	戸	安全安心課資料	526 (令和2年度)	↑
消費生活トラブルに関する公表事例数	件	地域振興課資料	44 (令和2年度)	↑

【展開方向2】交通安全対策の強化

＜目標＞

交通安全意識の向上と交通安全対策の充実を図ります。

＜手段＞

- 子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた体系的な交通安全教育・普及啓発活動を推進します。
- 学校、保護者、地域住民、道路管理者、警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- 高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向け、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するとともに、その推進に向け、広陵町地域公共交通活性化協議会において当町の公共交通網を構築します。
- 計画的に交差点の改良、道路反射鏡（カーブミラー）や道路標識の新設・補修、路面標示等による交通安全施設の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

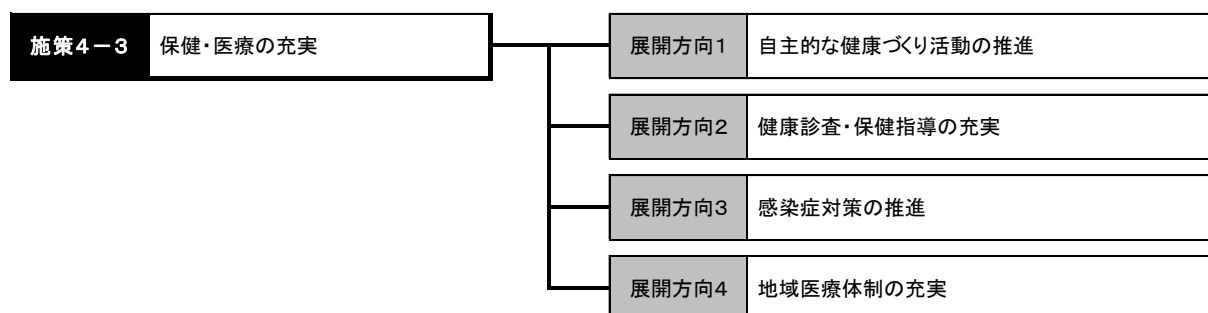
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
交通安全教室の実施件数	件	町内で開催した交通安全教室数	52 (令和元年度)	↑
運転免許証を自主返納した高齢者数(累計)(再掲)	人	運転免許証を返納し、補助制度を申請した人数	157 (令和3年3月31日現在)	↑
町が実施する交通安全施設対策数	件	カーブミラーの新設・移設・撤去・修繕数	26 (令和2年度)	→

施策4-3 保健・医療の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民自らが積極的に健康づくりに取り組み、生涯にわたって元気でいきいきと暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
健康寿命(65歳平均自立期間)	年	奈良県資料	男性:83.19 女性:85.43 (平成30年)	↑
平均寿命	年	奈良県資料	男性:84.91 女性:89.40 (平成30年)	↑

◆現状と主要課題

【保健】

- 奈良県健康福祉部の資料によると、65歳平均自立期間で算出した健康寿命³¹について、本町は男性が83.19歳、女性が85.43歳であり、本町を含めた比較10市町の中では、高い方から男性が8番目、女性は9番目と低位に位置しています。
- 平成25(2013)年度以降、本町の各種がん検診の受診率は、概ね増加傾向で推移しているものの、胃がん・肺がん・大腸がん検診は平成25(2013)年度は7.0%から平成27年

³¹ 健康上のトラブルによって、日常生活が制限されずに暮らせる期間。

度（2015）が16.0%、乳がん・子宮頸がん検診は平成25（2013）年度は16.7%から平成29（2017）年度が23.9%といずれも比較的低い水準にとどまっています。

○今後、高齢化の進展等に伴い、健康寿命の延伸を図ることがますます重要になっていくと見込まれる中、「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民が日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むことができるよう、乳幼児から高齢者に至るまで住民のライフステージに応じた健康の保持・増進に資する取組みの充実を図る必要があります。

○疾病の予防及び早期発見・早期治療を促進するため、予防接種の接種率や各種健康診査・検診の受診率の向上に努める必要があります。また、近年、全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等を背景に、妊娠・出産・子育てに対して不安感や孤立感を持つ保護者の増加が懸念されている中、母子保健の充実を図る必要があります。

【医療】

○今般の新型コロナウイルスへの対応を踏まえた感染症の感染拡大の防止や、住民が各自の疾病やケガの状況に応じた適切な医療を安定的に受けられるよう、地域医療機関との連携・協力体制を強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】自主的な健康づくり活動の推進

<目標>

より多くの住民が自らの健康に対して強い関心を持ち、自主的・自発的な健康づくり活動に取り組めるよう支援の充実を図ります。

<手段>

○生活習慣病や喫煙や受動喫煙など、住民が健康に関する正しい知識を持てるようがん予防推進員^{3 2}と協働で、情報提供や啓発活動を推進します。

○地域巡回型健康教室「広陵元気塾」の実施等を通じ、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動を支援します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
がん予防推進員活動回数	回	けんこう推進課資料	14 (令和元年度)	↑
広陵元気塾の参加者数	人	けんこう推進課資料	1,814 (令和元年度)	↑

^{3 2} 住民のがん予防に対する気運を高め、がん検診受診率の向上、死亡者数の減少につなげるため、がん検診の受診勧奨やがん予防に関する情報発信を、ボランティアで地域や職場で行っていただく方。

【展開方向2】健康診査・保健指導の充実

<目標>

住民が適切に健康の保持・増進を図ることができるよう、これを支える環境を整えます。

<手段>

- 妊娠期から子育て期に至るまで、母子の健康の保持・増進を切れ目なく支援するため、関係機関との連携・協力体制を強化します。
- 乳幼児の健やかな成長を支援するため、乳幼児健診を充実させる体制づくりを推進します。
- 妊娠期から出産、子育てまで母子が健康を保持・増進できるよう、妊娠期からの相談や新生児訪問等の取組みを推進します。
- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査^{3 3}の受診率及び特定保健指導^{3 4}の利用率の向上に向けた取組みを推進します。
- 疾病の予防及び早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実や受診しやすい体制づくりを推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
新生児訪問応答率	%	けんこう推進課資料	98.0 (令和2年度)	↑
4か月児健診の間診表で「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けられましたか」の項目で、「はい」と答えた人の割合	%	けんこう推進課資料	86.3 (令和2年度)	↑
1歳6か月児・3歳6か月児健診の間診票で「この地域で、今後も子育てをしてきたいですか。」の項目で「そう思う」と答えた人の割合	%	けんこう推進課資料	1歳6か月児健診:78.0 3歳6か月児健診:74.5 (令和2年度)	↑
新生児訪問応答率	%	けんこう推進課資料	98.0 (令和2年度)	↑

^{3 3} 生活習慣病の発症や重症化の予防のため、40 から 74 歳までの人を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目にした健康診査。

^{3 4} 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対し、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すための支援を行うこと。

1歳6か月児健診受診率	%	けんこう推進課資料	98.0 (令和2年度)	↑
3歳6か月児健診受診率	%	けんこう推進課資料	98.5 (令和2年度)	↑
不妊治療補助金の支給件数	件	けんこう推進課資料	令和4年度以降把握 * 令和3年度から実施	令和3年度の実績により設定
町が主催する特定健診新規受診者数	%	けんこう推進課資料	令和4年度に把握	↑
がん検診受診率	%	けんこう推進課資料	31.6 (平成29年度)	↑
特定保健指導利用率	%	けんこう推進課資料	19.7% (平成30年度)	↑

【展開方向3】感染症対策の推進

<目標>

感染症の感染拡大予防やまん延を防止するための取組みを強化します。

<手段>

- 保護者が予防接種の必要性を理解し、子どもが予防接種を受けることができるよう受診勧奨を行います。
- 県や医療機関との連携・協力のもと、必要な対策を迅速に講じるための危機管理体制を強化します。
- 住民に対して感染症の予防や対処方法に関する情報提供の充実を図ります。
- 新たな感染症の発生時等の緊急、不足の事態にも対応可能な予防接種体制の構築を目指します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
MR(麻しん・風しん)2期(小学校就学前1年間)対象者の予防接種率	%	けんこう推進課資料	96.2 (令和2年度)	↑
関係機関連携確保数	箇所	けんこう推進課資料	19 (令和2年度)	→
感染症の予防に関する情報提供回数	回	けんこう推進課資料	8 (令和2年度)	↑

【展開方向4】地域医療体制の充実

<目標>

住民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。

<手段>

- 町外を含めた医療機関との連携・協力のもと、救急医療体制の強化を図ります。
- 住民が各自の疾病やケガの状況に応じ、よりの確な医療を受けることができるよう、情報提供の充実を図ります。
- 住民の日々の健康管理に対する意識向上や医療機関の適正な受診を促進するため、かかりつけ医の普及・定着に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

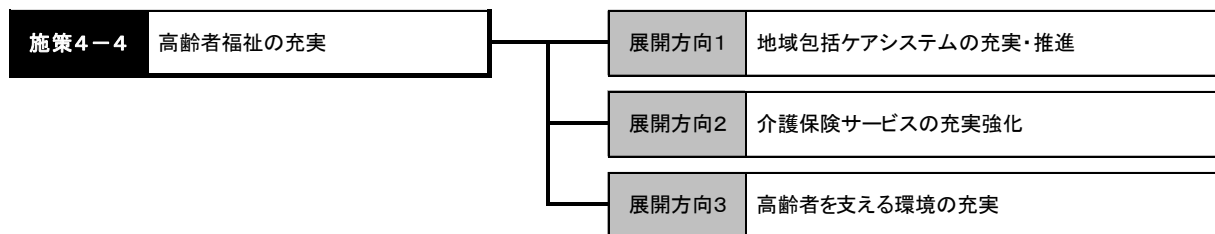
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
必要な時に必要な医療を受けている住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
かかりつけ医を持っている住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑

施策4-4 高齢者福祉の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送っているまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認定者数における中重度(要介護3. 4. 5)の割合	%	介護福祉課資料	43.6 (令和2年度)	→
要介護・要支援認定者に占める認知症高齢者の割合	%	介護福祉課資料	84.4 (令和元年11月1日現在)	→

◆現状と主要課題

- 内閣府の「令和3年版高齢社会白書」によると、我が国の老年人口（65歳以上）は、昭和25（1950）年には総人口の5%に満たなかったものの、昭和45（1970）年に7%を超え、さらに平成6（1994）年には14%を超えています。高齢化率はその後も上昇を続け、令和2（2020）年10月1日現在で28.8%に達しています。
- 近年、本町の老年人口の増加幅は拡大傾向で推移しており、平成12（2000）年から17（2005）年の863人増から平成27（2015）年から令和2（2020）年の1,239人増となっています。また、75歳以上の高齢者人口は、平成12（2000）年の1,699人から令和2（2020）年の4,200人と約2.5倍（2,501人増）増加しています。
- このような状況の中、近年、要介護・要支援認定者数も概ね増加傾向が続いています。令和2（2020）年度の要介護・要支援認定者数は1,501人であり、令和元年（2019）年度の1,386人と比べて115人増加しています。

- 全国的に昭和22（1947）年から24（1949）年頃の第1次ベビーブーム世代に生まれた「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年以降、医療や介護に対する需要がさらに増加すると見込まれる中、国は令和7（2025）年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、生活支援、住まい、医療の5つを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の構築を実現するとしています。
- 本町においても、国の動きと歩調を合わせ、高齢者が要介護状態になった場合でも、住み慣れた地域や家庭の中で最期まで自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図っていくことが極めて重要な政策課題となっています。

◆施策の展開方向

【展開方向1】地域包括ケアシステムの充実・推進

<目標>

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、安定した在宅生活を継続できる基盤づくりを推進します。

<手段>

- 介護保険のような公的サービス（フォーマルサービス）だけでなく地域住民による見守り・支援（インフォーマルサービス）が増えるように、担い手づくりの講座を実施し、参加者が増えるような取組みを進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、町・地域包括支援センターが中心となって、多職種・他機関と連携を図る場である地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に、検討事例を増加させます。
- 介護予防リーダーの養成等を通じ、住民の自助（自ら元気になろうとする取組み）と互助（お互いの関係性により元気になる取組み）に根ざした介護予防活動の普及啓発を図ります。
- 軽度者に対して、自立した生活が送れるように短期集中予防サービスを実施します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「通いの場 ³⁵ 」への実参加者数	%	住民アンケート調査	519 (令和2年度)	↑
地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例数	件	介護福祉課資料	76 (令和2年度)	↑
短期集中予防サービスの利用者数	人	要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方（事業対象者）を対象とした	5 (令和2年度)	↑

³⁵ 住民同士が地域の集会所などで気軽に集う介護予防の拠点。自分達で活動内容を決め、ふれあいを通して「いきがづくり」「仲間づくり」など、活動と社会参加の場でもある。

		「介護予防・生活支援サービス事業」の利用者数		
介護予防リーダーの実活動者数	人	介護福祉課資料	65 (令和2年度)	↑

【展開方向2】介護保険サービスの充実強化

<目標>

介護サービスの質の維持・向上と介護保険事業の適正な運用を図ります。

<手段>

- サービス提供事業者との連携・協力のもと、必要なサービス量の確保及び質の向上に努めます。
- 専門職に限らず、地域の多様な団体・住民等が介護の支え手となるように、住民主体の協議体である「広陵ささえ愛」の支援を行います。
- 運動機能等が低下し、日常生活における家事等に支援が必要となった高齢者に対し、再び自分で日常生活を送れるようになるための機能訓練や生活援助等を提供する「自立支援型ケアマネジメント」を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ケアプラン点検 ³⁶ の実施件数	件	介護福祉課資料	76 (令和2年度)	↑
「ささえ愛」の勉強会開催回数	回	介護福祉課資料	2 (令和2年度)	↑
地域ケア会議の開催回数	回	介護福祉課資料	23 (令和2年度)	↑

³⁶ 介護を必要とする高齢者等の尊厳ある自立支援を目的として、要介護高齢者等の心身の状況等に
 応じた適切なケアプランが作成されているかを確認、助言、指導すること。

【展開方向3】高齢者を支える環境の充実

<目標>

高齢者一人ひとりが、地域の中で自立していきいきと暮らし続けられる環境づくりを推進します。

<手段>

- 高齢者が地域社会の一員として、生涯にわたっていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の充実を図ります。
- 見守り、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援など、高齢者の日常生活を支援する各種サービスの提供に向けて、仕組みやネットワークづくりに取り組みます。
- 高齢者が日常生活の中で、お互いにふれあい、交流できる場や機会の充実を図ります。
- 重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活ができる人が増加するような取組みを推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

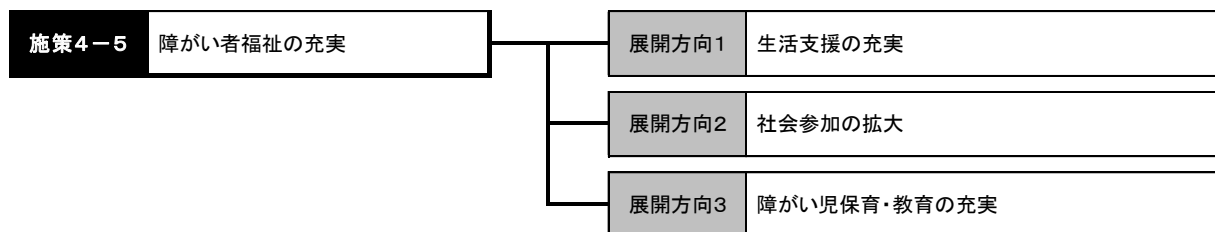
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
シルバー人材センター会員の就業率	%	公益社団法人 広陵町シルバー人材センター資料	95 (令和2年2月28日現在)	↑
介護保険サービス以外の支援(地域での支え合い活動を含む。)を利用している人の割合	%	介護予防評価・介護保険計画アンケート調査	43.1 (令和2年度)	↑
介護予防出前講座の実施回数	回	介護福祉課資料	9 (令和2年度)	↑

施策4-5 障がい者福祉の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

障がいのある方もない方も、あらゆる人が支え合いながら、地域で共に暮らし、自立した生活を送っている「共生社会」の実現を目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
福祉サービス提供事業所数(通所・入所)	事業所	社会福祉課資料	14 (令和3年11月30日現在)	↑
福祉サービス提供事業所における受入定員数(通所・入所)	人	社会福祉課資料	218 (令和3年11月30日現在)	↑

◆現状と主要課題

- 本町における障がいある方の人数（障がいのある方が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数）について、令和元（2019）年と令和3年（2021）を比べると（各年9月30日現在）、身体障がい者は1,153人から1,132人と減少傾向、また、知的障がい者は297人から299人と横ばい、精神障がい者は244人から264人と増加傾向で推移しています。
- 近年、日中活動の場として福祉サービス（福祉事業所）を利用している精神障がい者は増加傾向で推移しているものの、これらの利用者の多くは町外の事業所を利用している状況にあります。
- 奈良県では、平成28（2016）年4月1日、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現を

目的として、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行しています。

- 現在、本町では、平成30（2018）年3月に策定した「広陵町第3期障がい者計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和5（2023）年度）」に基づき、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまちの実現を目指しています。
- 今後も引き続き、障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して日常生活を営むことができるよう、「乳幼児～学齢期～成人期～高齢期」に至るまで一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】生活支援の充実

<目標>

障がいのある方が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

<手段>

- 町内に日中活動の場を確保できるよう、サービスの必要量に合わせた事業所の誘致に取組みます。
- 福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備を支援するとともに、ひとり暮らしを希望する方に対する支援体制の充実・強化を図ります。
- 今後の福祉ニーズの多様化に対応できるよう、障がい福祉担当職員は県が主催する研修会に積極的に参加するとともに、地域の福祉サービス事業所職員と勉強会の場を持つことで、福祉人材の養成・確保に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町が誘致するグループホームの設置数(累計)	件	社会福祉課資料	令和4年度以降に把握	↑
福祉施設や精神科病院から地域生活に移行した人数(累計)	人	社会福祉課資料	1 (令和2年度)	↑
地域の福祉サービス事業所職員と勉強会開催回数	回	社会福祉課資料	0 (令和2年度)	↑

【展開方向2】社会参加の拡大

<目標>

障がいのある方が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう働く場や社会参加の機会を確保します。

<手段>

- 障がいのある方が奈良県主催の障がい者スポーツ大会や障がい者作品展へ積極的に参加できるよう、スポーツ、文化、芸術など地域におけるさまざまな活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 住民の障がいに対する理解を深め、地域の中で障がいのある方への配慮が実践され、障がいのある方とない方の交流を深められるよう、福祉サービス事業所で製作された授産品の販売を庁舎内で行ったり、いのちを守るまちづくりイベントにおいて障がい者理解に繋がる啓発ブースを設けたりするなど、理解・啓発活動に取組みます。
- 既存の町内企業等における受入体制の整備や障がいに対する理解の促進を図ります。
- 障がいのある方が町内企業等へ就労した後も、安定的な就業生活を維持できるよう、切れ目のない支援に取組みます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障がい者に関する理解・啓発回数	回	社会福祉課	12 (令和2年度)	↑
町が誘致する就労系福祉サービスの事業所数(累計)	事業所	社会福祉課資料	令和4年度以降から把握	↑
福祉施設から一般就労への移行者数(累計)	人	社会福祉課資料	3 (令和2年度)	↑

【展開方向3】障がい児保育・教育の充実

<目標>

障がい児や発達に課題のある子どもが、その個性や能力を最大限に活かせるよう支援に取組みます。

<手段>

- 障がいの特性や発達段階に応じた適切な教育及び療育が受けられるよう、幼稚園・保育園・学校が連携し、保育・教育内容の充実を図ります。
- 保護者が安心して子育てができるよう、子どもの障がいや発達段階に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 新生児の訪問指導や健康相談、乳幼児の心身の発達段階に応じた健康診査等を通じ、障がいの早期発見・早期療育体制の充実を図るため、子育て包括支援会議への参加や自立支援協議会におけるこども部会へ参加し、ケースの共有はもとより、福祉サービス事業の把握など情報収集を行い、適切なサービス提供体制の構築に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

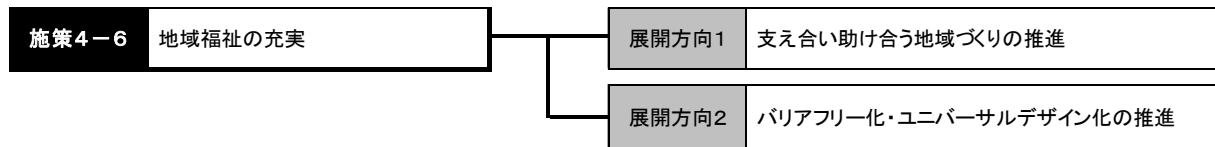
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障がい児、発達に課題のある子どもに係る計画相談支援の担当者数	人	社会福祉課資料	6 (令和3年11月30日現在)	↑
医療型児童発達支援及び医療型放課後デイサービスの事業所数	事業所	社会福祉課資料	0 (令和3年11月30日現在)	↑
障がい児福祉サービスの利用者数	人	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 82 ・放課後等デイサービス 128 ・保育所等 訪問支援 50 ・居宅訪問型児童発達支援 0 ・医療型児童発達支援 2 ・障がい児相談支援 209 (令和2年度)		↑

施策4-6 地域福祉の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民、地域、各種団体など多様な主体が共に支え合いながら、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地域活動やボランティア活動に参加している人の割合	%	「参加しており、今後も参加したい」と回答した人の割合（住民アンケート調査） 社会福祉課資料	15.2 （平成30年度）	↑

◆現状と主要課題

○「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

○近年、全国的に少子高齢化や世帯の小規模化の進展等を背景に、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域で孤立する人々の増加、子育ての不安やストレスに起因する児童虐待、高齢者の孤独死など、地域社会が抱える福祉課題が多様化・複雑化する中、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手となる人づくりの重要性が高まっています。

○本町が「広陵町地域福祉計画（平成31（2019）年4月策定）」の策定過程において実施した住民アンケート調査によると、「地域にあるさまざまな福祉の課題に対し、地域住民が自主的に支え合い、助け合う関係が必要だと思うか」を質問した結果、「必要だと思う（45.7%）」と「どちらかといえば必要だと思う（41.6%）」を合わせた「必要」が約9割（87.3%）を占めています。

- しかし、「地域活動やボランティア活動への参加状況」では、「参加しており、今後も参加したい」が15.2%、「参加しているが、今後は参加しない」が2.8%であり、これらを合わせた「参加している」は18.0%にとどまっています。
- これまで本町では、地域福祉活動の活性化を図るため、社会福祉協議会³⁷によるボランティアセンター³⁸の機能強化や地域で活躍されているボランティアの紹介等に取り組んできました。
- 今後、子どもから高齢者までより多くの住民が担い手となり、住民同士が協力して支え合う地域共生社会の実現に向け、小・中学生や若者にも関心・興味を持ってもらえるような啓発活動や新たな担い手の発掘等を通じ、地域が主体となった福祉活動を促進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】支え合い助け合う地域づくりの推進

<目標>

住民一人ひとりの助け合いの意識を醸成しながら、住民同士がお互いに協力して支え合う地域福祉活動を推進します。

<手段>

- 地域福祉活動に対する理解と参加を促進するため、広報紙やHPなど多様な媒体を通じた啓発活動の充実を図ります。
- 子どもや若者を含めたより多くの住民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう、活動参加へのきっかけづくりやボランティアセンターの機能強化の支援に取組みます。
- 地区公民館や集会所等を活用し、住民同士が気軽にふれあい、仲間づくりや出会いの機会を持てる場づくりを推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ボランティア登録しているグループ数	団体	社会福祉課資料	30 (令和2年度)	↑
ボランティア登録している個人の数	人	社会福祉課資料	11 (令和2年度)	↑
ふれあい・いきいきサロンの開催箇所数 ³⁹	箇所	社会福祉課資料	24 (令和2年度)	↑

³⁷ 全国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉活動を推進している民間組織のこと。地域において、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や住民活動への支援、共同募金運動への協力など、さまざまな事業を実施している。

³⁸ ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人の相談に応じる窓口であり、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供等を行っている。

³⁹ ボランティア団体や区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など、住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める活動。

【展開方向2】バリアフリー化・ユニバーサルデザイン⁴⁰化の推進

<目標>

高齢の方や障がいのある方など、誰もが安心してまちを歩き、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、人にやさしいまちづくりを推進します。

<手段>

- ユニバーサルデザインの考え方のもと、既存の公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。
- 「広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」に基づき、段差の少ない歩道の整備等を推進します。
- 住民、地域及び事業者との連携・協働により、地域ぐるみでユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくため、各主体の責務や基本的な事項を定めた指針等の検討に取り組めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障がいのある方や高齢の方も暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応した公共施設数(累計)	施設	社会福祉課資料	2 (令和2年度)	↑

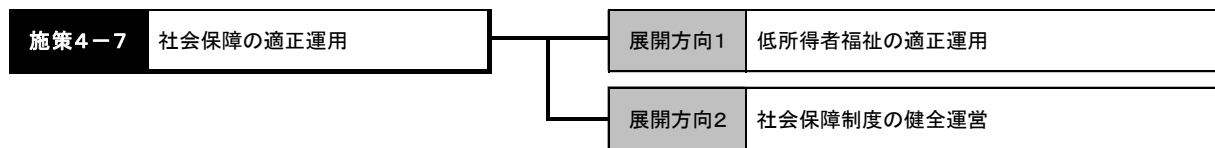
⁴⁰ 年齢や性別等に関わらず、全ての人が利用しやすい生活環境をデザインすることを意味するもので、障壁を除去するというバリアフリーを包含し発展させた考え方のこと。

施策4-7 社会保障の適正運用



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民が生活上の困難や課題に直面した場合でも、行政から適切な支援を受けることで安心して暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
生活の自立により生活保護を脱した世帯の数	世帯	社会福祉課資料	4 (令和3年度)	↑

◆現状と主要課題

【低所得者福祉】

- 近年、生活保護の被保護世帯数は、平成27（2015）年度の124世帯に対して令和3年9月時点では134世帯と、微増傾向で推移しています。また、保護種類別にみると、医療扶助が平成27（2015）年度の109世帯から令和3年9月時点では126世帯と6.1%増加しているのが比較的目標立つ状況にあります。
- 現在、本町では、生活保護の支給決定等を所管する奈良県中和福祉事務所との連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。また、生活保護受給者には、単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員⁴¹に日々の見守りなどの協力を求めています。
- 生活保護受給者の中には、受給に至った当時の状況から生活状況が改善しているにもかかわらず就労には至らず、生活保護を受給し続けているケースが存在しています。このような状況を改善し、生活に困窮する住民の生活の安定と自立を促進するため、生活保護の受給に至る前の段階から就労支援等に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用及び個々の状況に応じた自立支援を推進する必要があります。

【社会保障制度】

⁴¹ 厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けた時、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手。

○今後、本町においても加入者の高齢化や医療の高度化等に伴い、1人当たりの医療費の増加が予測される中、国民健康保険をはじめとする各種社会保障制度の安定的な運営を図るため、各種保健事業の充実や保険税（料）の適時適切な見直しなどに継続的に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】低所得者福祉の適正運用

<目標>

生活に困窮する住民が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、社会的・経済的な自立を促進するための取組みの充実を図ります。

<手段>

- きめ細やかな相談対応や関係機関が実施している経済的支援、就労支援、住宅確保支援等の利用促進により、生活困窮者の自立を促進します。
- 生活保護の受給には至らないものの、さまざまな要因から生活に困窮している住民に対し、相談から自立まで継続的な支援を実施します。
- 奈良県中和福祉事務所や民生委員・児童委員等との連携を強化し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進します。
- 子どもの貧困対策として、県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援や生活支援を推進するとともに、支援体制等の積極的な周知・啓発を行います。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
生活保護相談件数と受給決定件数(解消率)	件 %	社会福祉課資料	相談件数 26 受給決定数 14 (53.8%) (令和3年度)	—
生活保護世帯訪問件数(中和福祉事務所)	件	中和福祉事務所	106 (令和3年度)	↑
子ども貧困対策に関する啓発回数	回	社会福祉課資料	0 (令和2年度)	↑

【展開方向2】 社会保障制度の健全運営

<目標>

国民健康保険や後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な財政運営に取り組めます。

<手段>

○保健事業等の促進により、医療費の適正化を図ります。

○国民健康保険について、奈良県との連携のもと、保険税の適時適切な見直しや収納体制の充実等に取り組めます。

○後期高齢者医療制度の被保険者の健康保持・増進に資するため、健康診査や歯科健康診査の受診率向上に取り組めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
国民健康保険税の収納率 (現年)	%	税務課資料	98.22 (令和2年度)	↑
国民健康保険のジェネリック 医薬品使用率	%	厚生労働省資料	65.7 (令和3年3月)	↑
満75歳以上の後期高齢者 医療保険被保険者の健康診 査の受診率	%	奈良県後期高齢者医療 広域連合資料	30.2 (令和2年度)	↑
満75歳以上の後期高齢者 医療保険被保険者の歯科健 康診査の受診率	%	奈良県後期高齢者医療 広域連合資料	16.35 (令和2年度)	↑

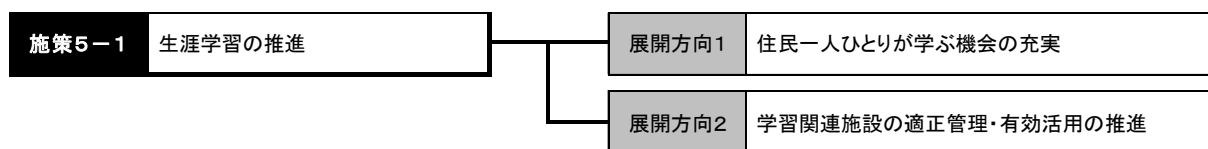
【基本目標5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち

施策5-1 生涯学習の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民一人ひとりが自ら進んで学び、さまざまな課題を自ら解決する「生きる力」を伸ばすことができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
日常的に生涯学習活動に取り組んでいる住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑

◆現状と主要課題

- 文部科学省の「令和元年度 文部科学白書」によると、近年、「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性は一層高まっているとしています。
- 国は、平成30（2018）年6月に閣議決定した「第3期教育振興基本計画^{4.2}（対象期間：平成30（2018）から令和4（2022）年度）の中で、人生100年時代を見据え、全ての人々が生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成するとしています。
- これまで本町では、住民による自主的・主体的な学習活動を促進するため、町HP等を活用した継続的な学習意欲の喚起、各種学習講座・教室の開催、指導者及び関係団体の育成等に取り組んできました。
- 中央公民館は、席数408席（内、車いす用4席）の大ホール（かぐや姫ホール）と調理実習室や陶芸室、多目的室、会議室等を備えた本町の主要な生涯学習施設であり、平成27

^{4.2} 教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。

(2015)年度以降の利用件数及び利用人数は、増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移しています。

- 同施設は、昭和48（1973）年の建設から約50年が経過し、平成7（1995）年に屋根をステンレス板葺きに改修済み、平成24（2012）年に屋上をシート防水による改修済みとなっているものの、外壁の床の一部に割れやタイルの剥がれがあるなど老朽化が進行しています。
- これからの公民館は、生涯学習活動、文化芸術推進のあり方を明確にし、地域共生社会のプラットフォームとなるよう、個人的学習だけではなく、集団的自立的学習の機会と場を保障し、人々のネットワークを広げ、幅広いまちづくり人材の育成を積極的に進めていかなければなりません。
- 広陵町立図書館は、平成9（1997）年に竣工され、25年が経過しています。公園が隣接するなどの立地条件から町外の利用者も気軽に利用できる施設ですが、町内地域に利用の隔たりがみられます。近年、利用者のニーズが多岐にわたり、図書館の利用形態（利用方法）が変化していることから、施設のスペースを有効活用しながら、図書館サービスの向上に取り組めます。
- 公共施設の施設機能については、生涯学習施設においても計画的な予防保全の実施、施設機能の維持・向上、安全かつ効率的な維持管理を行うために、複合化・集約化による維持管理費用等の縮減、受益者負担の適正化を図ってまいります。
- 今後、本町でも健康寿命の延伸に伴い、人生100年時代の到来が想定される中、住民が生涯にわたって心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送れるようにするためには、若者や現役世代など、生涯学習への参加が少ない層を含め、より多くの住民が学習活動の場に参加できるよう、多様な学習機会や各種情報提供の充実を図る必要があります。
- 住民がより安全・安心かつ快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組むことができるよう、既存の生涯学習関連施設の機能の維持・向上を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】住民一人ひとりが学ぶ機会の充実

<目標>

若い世代やこれまで学びの場に参加できなかった方々にとっても、魅力的で参加しやすい学習機会の提供に努めます。

<手段>

- 住民が生涯学習活動を通して学んだ成果をより良い人づくり・地域づくりに活かすことができ、それらが新たな学びにつながる、学びが循環する仕組みづくりを検討します。
- 多様な世代の住民が場所的・時間的な制約を受けずに、生涯学習活動に積極的に取り組めるよう、社会的課題や地域的課題等にも対応した特色ある講座・教室の充実を図ります。
- 地域主体の生涯学習活動を促進するため、住民の自主的・主体的な生涯学習活動をけん引するリーダーの育成・活用や出前講座・教室の充実を図ります。
- 生涯学習活動にこれまで参加できなかった世代の層が学習活動に参加するきっかけとなるよう、さまざまな媒体を活用し、生涯学習に関する各種情報提供の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
これまで生涯学習活動を通じて身につけた知識・技能や経験を地域や社会での活動に活かしている住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
町の登録団体が主体となって実施する生涯学習に関する講座数	件	生涯学習文化財課資料	0 (令和2年度)	↑
町主催の講座を通じてはじめて生涯学習活動に取り組んだ町民の数	人	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑
中央公民館の新規使用団体数	件	中央公民館資料	7 (令和3年12月末)	↑
図書館講座の参加者数	人	図書館資料	1,249 (令和2年度)	↑
レファレンス件数	件	図書館資料	144 (令和2年度)	↑
町立図書館外で本の貸出や閲覧ができるスペースの設置数	件	図書館資料	令和4年度以降に実施	↑

【展開方向2】生涯学習関連施設の適正管理・有効活用の推進

<目標>

住民がより安全・安心で快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組めるよう、これを支える基盤の充実に努めます。

<手段>

- 若年・子育て世帯、高齢者など、さまざまな世代の多種多様なニーズに応じるため、生涯学習活動団体による地区公民館や公共施設での活動発表も充実させるなど、既存の生涯学習関連施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存の生涯学習関連施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報機器を活用したオンラインによるイベント参加や、ビデオ通話機能を使用した遠隔観賞など、デジタル技術を用いることにより、住民が場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも文化芸術を鑑賞できる機会の提供に取り組みます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

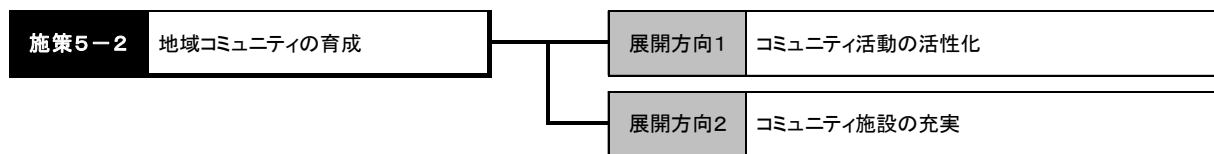
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
HP等を通じて Web 上で鑑賞可能な生涯学習に関するコンテンツ提供数	件	生涯学習文化財課資料	0 (令和2年度)	↑
生涯学習活動団体によるアウトリーチ活動実施数	回	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑
生涯学習関連施設における維持管理上の不備による事故件数	件	生涯学習文化財課・中央公民館及び図書館資料	0 (令和2年度)	↓
図書館入館者数	人	図書館資料	98,493 (令和2年度)	↑
町内利用者カード登録率	%	町内登録者数÷人口×100 図書館資料	37.88 (令和2年度)	↑
図書館町内利用者数	人	図書館資料	74,214 (令和2年度)	↑

施策5-2 地域コミュニティの育成



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域のことは地域で決める意識を持った住民同士が、地域ぐるみで活発にコミュニティ活動に取り組んでいるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
区・自治会への加入率	%	区長・自治会長へのアンケート調査	87.5 (令和3年9月)	↑

◆現状と主要課題

- 区・自治会は、隣近所に住む方々で自主的に運営されている住民にとって最も身近な地域コミュニティ組織であり、その地域に住む方々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、日常生活に必要な情報交換や地域に共通するさまざまな課題を皆で協力して解決し、住民と行政の協働によるまちづくりを進めていくことを目的としています。
- 本町では、「対話と協働のまちづくり」の取組みの1つとして、各区・自治会に町職員を「地域担当職員」として配置しているほか、集会所等の管理や広報紙の配布、地域の環境保全、防犯など多方面にわたって住みよい地域社会づくりに寄与している区・自治会の円滑な運営と健全な活動を支援しています。
- さらに、本町では、小学校区を単位とした住みよい地域づくりを進めるためには、地域の課題を抽出し、その解決に向けて住民と行政、住民同士が協働で取り組む必要があるという認識に立ち、平成29（2017）年度に区・自治会で、地域担当職員とともに、各小学校区の課題を整理した「コミュニティカルテ」を作成しています。
- 一方で、特定の課題（子育て、健康、防災等）に対する活動を行うNPOやボランティアといったさまざまな団体が活動していますが、単独で実施している場合が多く、コミュニティ間の協働の概念が育っていません。
- 令和3（2021）年9月現在、町内には41の区・自治会が存在し、住民の加入率は約87.5%に上っているものの、近年、役員の高齢化が進み、次世代の担い手の確保が難しい状況になりつつあります。

○今後、区・自治会役員の高齢化や固定化がさらに進むことで、地域コミュニティ活動の停滞が懸念される中、既存の区・自治会のみならず、地域で活躍するさまざまな活動団体等との協働を進め、地域の課題は地域で解決していく力を高めていく必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】コミュニティ活動の活性化

<目標>

持続可能な地域コミュニティ活動を促進するため、地域の特性を活かした住民の主体的なまちづくり活動への支援の充実を推進します。

<手段>

- 住民の生活様式の変化に応じた地域コミュニティ活動を検討し、住民同士が主体的に熟議できる会議形式の立ち上げを積極的に支援します。
- 区・自治会への加入率の維持・向上を図るため、住民が地域コミュニティ活動に関心を持ち、気軽に活動に参加できるよう情報の提供や活動事例の紹介等の普及啓発に取り組めます。
- NPOやボランティアなどが、既存の団体にとらわれないコミュニティ活動団体として立ち上がり、地域や課題ごとに応じた活動への支援を推進します。
- 地域全体が目指すべき地域の将来像を描き、その実現に向け主体的に取り組めるよう、概ね小学校区程度の大きさを基本単位として公益的活動を行う「まちづくり協議会」の設立を支援します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
最近1年間に区・自治会による地域活動に参加したことがある住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
町内に拠点を持つNPO団体数	団体	奈良県資料	17 (令和2年度)	↑
住民ワークショップ等住民が話し合いをする会議の開催数	回	企画政策課資料	1 (令和4年度から)	↑
まちづくり協議会の設置数(累計)	件	企画政策課資料	1 (令和4年度から)	↑
協働のまちづくり提案事業・まちづくりチャレンジ活動提案事業の申請数	件	企画政策課資料	2 (令和2年度)	↑

【展開方向2】コミュニティ施設の充実

<目標>

住民の身近なコミュニティ活動の場として、地区公民館や集会所など既存のコミュニティ施設の機能の維持・改善に努めます。

<手段>

- 地域ごとの特性等を踏まえ、コミュニティ施設の適正配置や維持管理・運営のあり方の検討に取り組むとともに、地域との協議により地区公民館や集会所を各区・自治会へと移管し、コミュニティ活動を促進するアウトリーチ活動の拠点としての機能や、更なる地域活動が活性化する拠点となるようソフト面のあり方を検討します。
- 老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を支援します。
- 修繕・改修の事後対応による経費負担の増加を防止するため、各自治会に対し、適切な利用や維持管理を行ってもらうよう指導、アドバイス等に取り組みます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

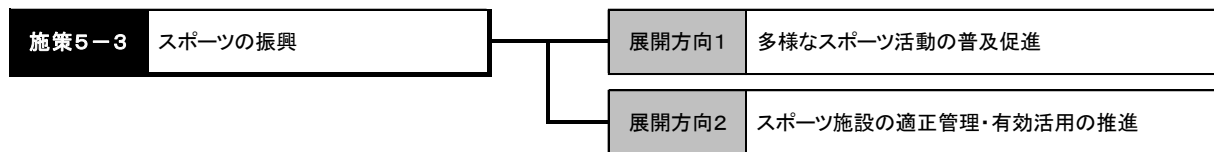
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地区公民館及び集会所で実施する町主催のアウトリーチ活動回数	回	生涯学習文化財課資料	令和4年度 以降に把握	↑
公民館(集会所)の維持管理・改修補助に係る実績団体数(累計)	団体	生涯学習文化財課資料	19 (平成30年度 から令和2年 度)	↑
公民館(集会所)の維持管理上の不備による相談件数	件	生涯学習文化財課資料	令和4年度 以降に把握	↓

施策5-3 スポーツの振興



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

子どもから高齢者まで全ての住民がスポーツを通じて、健康で豊かな生活を送ることができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
週1回以上スポーツ活動に取り組んでいる住民の割合	%	広陵町健康増進計画	令和4年度以降に実施	↑

◆現状と主要課題

- 奈良県は、平成25（2013）年度に計画期間を10年間とする「奈良県スポーツ推進計画」を策定しています。その後、平成30（2018）年3月にスポーツを取り巻く環境の変化や県の取組みの状況等を踏まえ、計画期間を平成30（2018）年度から令和4（2022）年度に改定しています。
- 同計画では、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を基本理念に掲げるとともに、その実現に向けて「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」を基本目標として、県民全体でスポーツの推進に取り組むとしています。
- 町内には広陵中央体育館、広陵東体育館、広陵西体育館、広陵北体育館、真美ヶ丘体育館の5つ体育館が立地し、4つの地域（広陵東地域、広陵西地域、広陵北地域、真美ヶ丘地域）にバランス良く配置されています。
- これらの体育館のうち、広陵中央体育館は大規模改修を実施済みですが、他の体育館についても計画的にトイレ・床の改修・照明のLED化を行い、施設の適正な維持・管理を図っており、今後主利用者の利便性向上に向けた改修・修繕を実施します。
- 体育館に運動場やテニスコート等を加えた主要なスポーツ施設の利用者数は、平成27（2015）年度以降、4年連続対前年度比プラスで推移していたものの、令和元（2019）年度では14万8,189人で前年度に比べ約1割（1万6,790人）減少しています。

○健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、住民がそれぞれの目的やライフステージに合わせてスポーツを楽しみ、スポーツを通じた世代間の交流を育むことで、心身の健康の保持・増進を図ることができるよう、多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実に努める必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】多様なスポーツ活動の普及促進

<目標>

住民がそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、さまざまなスポーツ活動の普及促進に取り組めます。

<手段>

- 県の政策動向と歩調を合わせ、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」を目指し、その実現に向けた取組みの方向性などを示した「スポーツ推進計画」の策定に取り組めます。
- 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツをしたい時に気軽に取り組めるよう、地域スポーツの推進に取り組めます。
- 身近な地域でさまざまな世代の住民が、それぞれの志向やレベルに合わせてスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブ⁴³の充実を図ります。
- より多くの住民が気軽にスポーツに取り組めるよう、既存スポーツ施設で実施されるさまざまなイベントや教室に関する情報提供の充実を図ります。
- 住民の多様なニーズに応えられるよう、スポーツ指導者の育成・確保を図り、住民や団体などがライフステージ（子ども、高齢者、障がい者）に応じたスポーツの推進や、スポーツを支える新たな人材の育成、支援活動に繋げることができる仕組みづくりを検討します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
スポーツ推進計画の進捗状況	—	スポーツ振興課資料	策定準備中	↑
町主催のスポーツイベント等への参加者数	人	スポーツ振興課資料	0 (令和元年度)	↑
総合型地域スポーツクラブの会員数	人	スポーツ振興課資料	219 (令和2年度)	↑
町所管のスポーツ施設の年間利用者数	人	スポーツ振興課資料	148,094 (令和元年度)	↑

⁴³ 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

スポーツ指導者の育成講習会への参加者数	人	スポーツ振興課資料	令和4年度以降に把握	↑
---------------------	---	-----------	------------	---

【展開方向2】スポーツ施設の適正管理・有効活用の推進

<目標>

住民がより安全・安心で快適な環境のもとでスポーツを楽しむことができるよう、これを支える既存スポーツ施設の機能の維持・向上を図ります。

<手段>

- さまざまな世代の多種多様なニーズに応じられるよう、既存スポーツ施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存スポーツ施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- 受益者負担の観点から使用料の更なる適正化に努め、広域利用を含む多様な利用形態を模索し、利用者の利便性の向上に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

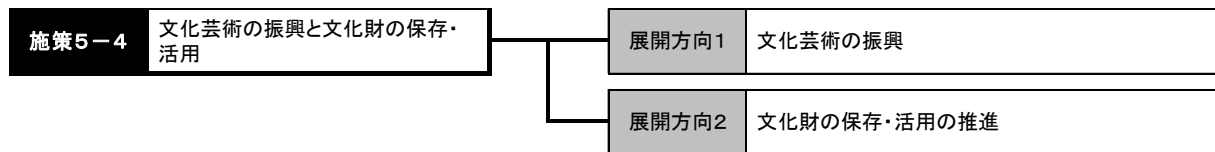
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
体育館の利用率	%	施設利用時間÷施設利用可能時間×100	63.41% (令和元年度)	↑
町所管のスポーツ施設における維持管理上の不備による事故件数	件	スポーツ振興課資料	0 (令和3年度)	→

施策5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

誰もが気軽に文化芸術や地域固有の個性豊かな歴史・伝統文化とふれ合えるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町や町内の民間団体が主催・共催・後援する文化芸術イベントへの参加者数	人	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑
町や町内の文化芸術及び文化財の保存・活用に触れることができるイベントへの参加者数	人	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑
文化芸術の振興と文化財の保存・活用について「非常に重要及び重要である」と感じている町民の割合	%	住民アンケート調査	44.0 (令和2年度)	↑

◆現状と主要課題

【文化芸術】

- 文化芸術は、人々の豊かな生活のためには欠かすことができない要素の1つであり、そのため、町の文化や芸術をさらに発展させていく必要があります。このような基本認識のもと、本町では、令和2（2020）年1月1日から「広陵町の公民館建替及び文化芸術のあり方検討委員会設置条例」を施行し、町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性等の審議を行っています。
- さらに、本町では、生きがいと感動に満ちた暮らしの確保や地域文化の継承・創造を図るため、文化芸術団体の自主的な活動の支援や文化祭をはじめとする多様な文化行事の開催等を通じ、住民主体の文化芸術活動の促進に努めています。
- 住民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にも結びつくよう、今後も引き続き、活動の場や発表機会の充実、さまざまな媒体を活用した文化芸術活動に関するきめ細かな情報提供等を通じ、より多くの住民による自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

○現在、育成クラブが中心となり、公民館を拠点として文化芸術活動を行っていますが、多様化した今日的な文化芸術の分野や生涯学習活動を必ずしも網羅できておらず、また、多様化する町民のニーズや社会的必要課題についても対応しきれていません。それらに加え、会員の固定化による団体の高齢化や後継者不足等の課題を抱えていることから、これまでの団体を育成しながら、幅広い分野での活動団体を育成するとともに、新たな生涯学習・文化芸術団体の枠組みを構築する必要があります。

【文化財】

- 文化財は、住民の“ふるさと広陵”に対する理解・関心を深めるとともに、地域固有の歴史や伝統文化を町内外に発信する上で大きな役割を担っています。本町では、先人たちが残した文化財を適切に保護し、後世に伝えていくため、特に貴重な文化財について「指定」という手法で保存を図っています。
- 町西部の馬見丘陵には、250基を上回る古墳からなり、大和三大古墳群の1つである馬見古墳群が分布しており、古墳群中の巢山古墳は国の特別史跡に指定されています。また、巢山古墳以外にも、鎌倉時代の建立と伝えられ、国の重要文化財に指定されている百済寺三重塔や、町の民俗文化財に指定されている大垣内の立山祭など、令和3（2021）年10月現在、国指定文化財5件、県指定文化財7件、町指定文化財7件のほか、国登録有形文化財1件があります。
- 住民共有のかけがえのない財産として、より多くの人々が地域固有の歴史や伝統文化に強い関心を抱き、次の世代に確実に継承していくことができるよう、今後も引き続き、有形無形の文化財の保存・活用に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】文化芸術の振興

<目標>

幼児から高齢者まで、幅広い世代の住民がさまざまな文化芸術にふれ、楽しめる機会の提供や、地域主体の文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

<手段>

- 人と人のつながりや地域コミュニティの醸成にも結びつくよう、住民が主体的に文化芸術を創造・発表できる機会の充実を図ります。
- パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報機器を活用したオンラインによるイベント参加や、ビデオ通話機能を使用した遠隔観賞など、デジタル技術を用いることによって、住民が場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも文化芸術を鑑賞できる機会の提供に取組みます。
- 住民の自主的・自発的な文化芸術活動を促進するため、文化芸術団体及び指導者の育成・確保を図ります。
- 住民が文化芸術により高い関心を持つことができるよう、町内で実施される文化芸術活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 幼保小中における文化芸術鑑賞及び体験型学習を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住民が主体的に創造・発表する文化芸術イベントの開催数	回	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に実施	↑
HP等を通じて Web 上で鑑賞可能な文化芸術に関するコンテンツ提供数	件	生涯学習文化財課資料	0 (令和2年度)	↑
文化芸術活動に取り組んでいる町の登録団体の数	団体	生涯学習文化財課資料	61 (令和2年度)	↑
既存の文化芸術活動の課題の解決に向け活動している町の登録団体の数	団体	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑
文化祭(文化展覧会及び広中央公民館活動発表)への参加者数	人	生涯学習文化財課資料	1,824 (令和元年度)	↑
指導者によって開催される、伝統芸能等、特徴的な参加型の体験型教室への参加者数	人	広陵町の文化芸術推進基本計画(仮称)	643 (令和2年度)	↑
幼保小中における文化芸術鑑賞及びそれらの体験型学習の主催事業数	件	生涯学習文化財課資料	0 (令和2年度)	↑

【展開方向2】文化財の保存・活用の推進

<目標>

住民が地域固有の歴史や伝統文化にふれる機会の充実や、有形無形の文化財の適切な調査及び保存・活用を推進します。

<手段>

- 町内にある指定文化財がその特性に合わせて適切に保存・管理されるよう支援します。
- 住民の郷土愛の醸成にも結びつくよう、古墳を中心とした遺跡や寺社等の見学案内を行う広陵町文化財ガイドの会との連携・協働のもと、文化財等の公開や活用を推進します。
- 地域の多様な主体による文化財の保存・活用に向けた取組みを促進するため、新たな担い手の発掘・育成に努めます。
- 文化財の魅力や、文化財の保護・啓発に取り組む広陵古文化会などの団体の活動内容について、さまざまな媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

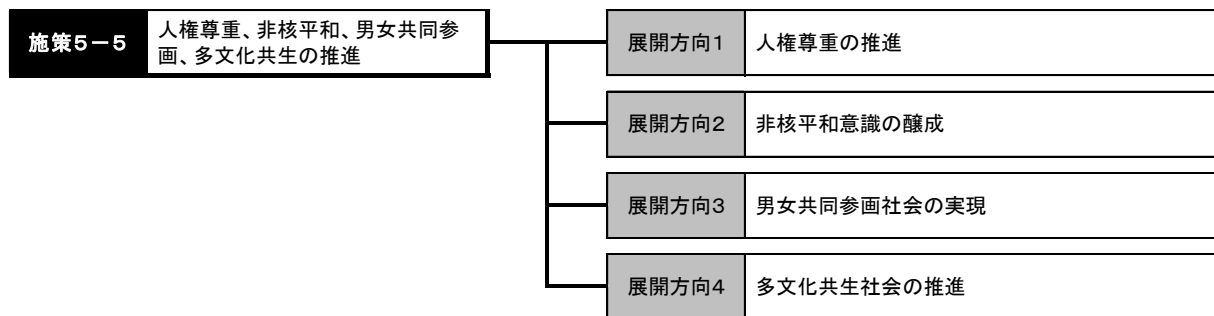
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
国・県・町指定及び登録文化財の件数	件	生涯学習文化財課資料	20 (令和3年10月1日現在)	↑
広陵町文化財ガイドの会による案内件数、案内人数	件 人	生涯学習文化財課資料	件数:34 人数:767 (令和元年度)	↑
広陵町文化財ガイドの会会員数	人	生涯学習文化財課資料	25 (令和3年度)	↑
広陵古文化会が主催する各種講演会、講座への参加者数	人	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑
広陵古文化会の会員数	人	生涯学習文化財課資料	508 (令和3年度)	↑
HP内で町内の文化財を解説した啓発用コンテンツ提供数	件	生涯学習文化財課資料	5 (令和3年度)	↑

施策5-5 人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

誰もがお互いの人権や多様性を尊重し合い、全ての住民が自分らしく暮らし続けることができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「人権の尊重と男女共同参画形成」について、「やや不満」「不満」「非常に不満」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	4.6 (令和元年度)	↓

◆現状と主要課題

【人権尊重】

- 本町では、まちが一丸となって人権教育・啓発を推進するため、町内在住の学識経験者が会長を務め、町内の諸団体・機関で組織された「人権教育推進協議会」及び「人権擁護委員」を中心に、年3回の人権セミナーや各種講座の開催等に取り組んでいます。
- 現在、全国的に未だに部落差別をはじめとして、女性、障がい者、性的マイノリティその他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている中、誰もが一人の人間としてお互いを尊重し合い、全ての住民がいつまでも安全・安心に暮らしていける地域社会をつくっていくためには、今後も引き続き、関係団体等との連携・協働のもと、あらゆる差別の撤廃と人権尊重の社会の実現が不可欠といえます。

【非核平和】

- 本町では、昭和60（1985）年12月に「非核平和都市」を宣言し、住民に対して核兵器の恐ろしさや平和の尊さに係る啓発活動に取り組んでいます。現在、戦後70年以上が経過し、

全国的に戦後生まれの人口が全体の8割を超え、戦争を経験された方たちが少なくなり、戦禍の記憶や教訓を今に語り継ぐことが年々難しくなっています。

- このような状況の中、戦争の悲惨さを知り、平和や命の尊さを学び、戦禍の記憶や教訓を風化させずに、若い世代に着実に継承していくための活動を継続的に推進する必要があります。

【男女共同参画】

- 本町では、平成30（2018）年3月、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれの個性や能力を発揮し、社会のさまざまな場面で活躍できる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として「広陵町男女共同参画行動計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和9（2027）年度）」を策定しています。
- 同計画では、「誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会」を基本理念（あるべき姿）に掲げ、その実現に向けて「あらゆる分野における男女の活躍」、「男女の人権が尊重される安心安全な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」を主要施策として位置づけています。
- 誰もが性別に関わりなく、一人の人間としてその個性や能力を最大限に発揮し続けることができるよう、本町が目指す男女共同参画社会の理念の普及・浸透に努める必要があります。

【多文化共生】

- 外国人人口の推移を5年ごとにみると、平成22（2010）年以降は、その翌年に発生した東日本大震災の影響等もあり、平成27（2015）年に173人に減少したものの、その後は再び増加傾向に転じ、令和2（2020）年には240人、対平成27（2015）年比で約1.4倍（67人増）に増加しています。
- 今後、全国的に人口減少がさらに進み、外国人材による労働力の確保の必要性がより一層増していくと予想される中、国籍や言語等の違いを超え、全ての住民が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域コミュニティの中で共に生きていく多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】人権尊重の推進

<目標>

住民の人権問題への関心を高め、人権意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・救済に取り組めます。

<手段>

- 家庭、地域、学校など、あらゆる場と機会を捉え、あらゆる立場の住民が不当な差別・偏見に関する問題事象について学び・ふれられるよう、人権教育・啓発活動を推進します。
- 日常生活や社会生活における差別・偏見など、さまざまな人権問題の解消に向けた相談支援体制の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
人権問題に係るセミナー・研修への参加者数	人	総務課・生涯学習文化財課資料	430 (令和元年度)	↑

【展開方向2】非核平和意識の醸成

<目標>

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に着実に引き継いでいけるよう、住民の平和意識の高揚を図ります。

<手段>

- 児童・生徒が戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶための非核平和教育を推進します。
- 幅広い世代の住民が平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高められるよう、戦争パネル展等を通じた啓発活動を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
非核平和に関する事業開催数	回	総務課資料	3 (令和2年度)	→
児童生徒に対する啓発回数	回	総務課資料	0 (令和2年度)	↑

【展開方向3】男女共同参画社会の実現

<目標>

男女を問わず全ての住民があらゆる分野において対等な立場で参画し、その能力と個性を十分に発揮し、協力し合える環境づくりを推進します。

<手段>

- 住民の男女共同参画に対する理解と関心を深められるよう、情報提供や啓発活動を推進します。
- 行政が率先してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取組み、町内の事業所に対しても積極的な働きかけを行います。
- 関係機関との連携・協力のもと、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）などの被害の撲滅を目指し、啓発活動を実施します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という項目に対し、「賛成」及び「かつどちらかと言えば賛成」と回答する人の割合	%	総務課資料 (広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート)	「賛成」:4.5% 「どちらかと言えば賛成」: 23.5% (平成29年度)	↓
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)という言葉も意味も理解している人の割合	%	総務課資料 (広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート)	「言葉も意味(内容)も知っている」: 40.9% (平成29年度)	↑
女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に関するセミナーへの参加者数	人	総務課資料	34 (令和元年度)	↑
DV やセクハラに関する相談機関や相談窓口を全く知らない住民の割合	%	総務課資料 (広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート)	46.4 (平成29年度)	↓
DV などの被害を受けた方の中で「誰にも相談しなかった」と回答する人の割合	%	総務課資料 (広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート)	40.8 (平成29年度)	↓

【展開方向4】多文化共生社会の推進

<目標>

国籍や言語等の違いを超え、全ての住民が互いの生活習慣や文化を理解し合い、地域の中で共生できる環境づくりを推進します。

<手段>

- 日本人住民と外国人住民の交流機会や、学校教育や生涯学習活動における出前講座や教室を通じ、日本人住民が外国の生活習慣や文化にふれられる機会の創出に努めます。
- 外国人住民への多言語による行政情報や生活情報の提供、生活上の問題等への支援体制の充実を図ります。
- 公共職業安定所や町内の事業所等と連携をとりながら、ニーズに応じた外国人住民に求められる技能の把握や働き手の支援に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町内に居住する外国籍の人たちの自立支援等の支援を行っている講座の回数	回	生涯学習文化財課資料	0 (令和2年度)	↑
多文化共生を目的とした、ユニバーサルデザインを導入した公共施設数	施設	総務課資料	令和4年度以降に実施	↑

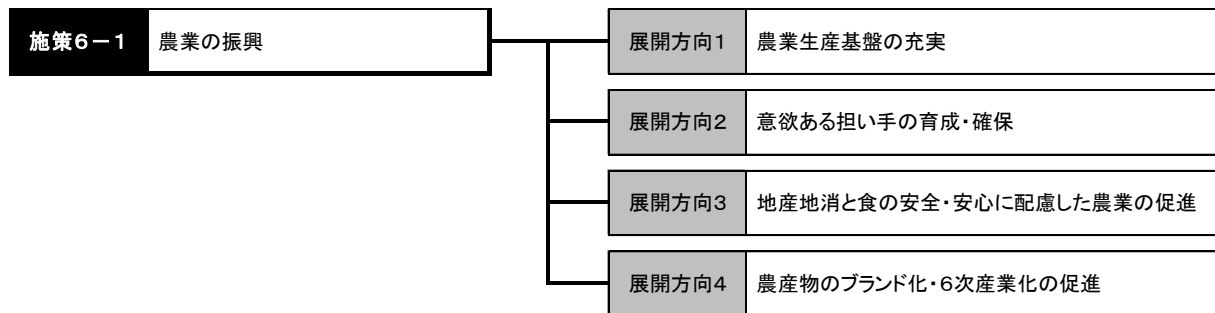
【基本目標6】地域が活性化するまち

施策6-1 農業の振興



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

安定した農業経営と農業生産基盤が維持され、将来にわたって持続可能な力強い農業が展開されているまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
耕地面積	ha	耕地面積統計	504 (令和3年3月26日現在)	→
農家数	戸	農林業センサス	611 (令和2年1月1日現在)	→
農業産出額	百万円	農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」	640 (平成31年1月～令和2年12月)	↑

◆現状と主要課題

○町の面積の約3分の1を農地が占める本町では、豊かな水と肥よくな土壌を活かし、なすや米などを中心に農業が営まれています。特になすは、昭和43（1968）年には「夏秋なす」、昭和62（1987）年には「冬春なす」がいずれも国の野菜指定産地となり、本町を代表する特産野菜となっています。

- 本町では、新たな農業の担い手を育成するため、平成26（2014）年度から「農業塾」を開講しています。塾生は2年半にわたる講座と実習により、農作物の栽培等に関する知識を身につけ、販売農家⁴⁴として自立することを目指しています。
- 令和2（2020）年2月1日現在の本町の農家数は、販売農家が310戸、自給的農家⁴⁵が301戸、総数が611戸であり、平成27（2015）年と比べて販売農家が70戸（18.4%）減、自給的農家が123戸（29.0%）減、総数が193戸（24.0%）減といずれも大きく減少しています。
- 農家数の減少に伴い、耕作放棄地（遊休農地）は、平成27（2015）年の1.4haから令和2（2020）年の8.0haと約5.7倍（6.6ha増）に大きく増加しています。また、農業産出額は、平成27（2015）年以降、ほぼ横ばいで推移しているほか、令和2（2020）年の1経営体当たりの産出額は200万円で、奈良県平均の310万円を大きく下回っています。
- このような厳しい状況下において、食料その他の農産物の供給機能はもとより、多くの住民からまちの魅力として高い評価を得ている豊かな自然環境の保全、ゆとりと潤いのある景観の形成、文化の伝承など、本町にとってかけがえのない地域資源の1つである農業・農地が有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、地域全体で農業・農地を大切に守り、活かすための取組みを強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】農業生産基盤の充実

<目標>

将来にわたって農地がもつ多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、耕作放棄地の解消及び発生防止と農地の利活用を図ります。

<手段>

- 農業用排水路や農道等の農業生産基盤の適切な維持管理など、既存の農業生産基盤の機能の維持・向上に向けた取組みを推進します。
- 最先端の技術を活用し、超省力・高品質生産を可能にするスマート農業の実装に向けた取組みを支援します。
- 農業者の高齢化や担い手の不足など、個々の事情によって農業生産活動が困難となる場合に備え、地域ぐるみで土地利用計画を策定し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を段階的に推進します。
- 県及び地元農業者との連携のもと、高収益作物への転換や農業振興に係るその他の施策を集中的かつ優先的に推進する特定農業振興ゾーン⁴⁶に関する協定締結を促進します。

⁴⁴ 経営耕地面積が30a以上、又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

⁴⁵ 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

⁴⁶ 県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るために知事がエリアを設定するもので、奈良県独自の取組み。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
スマート農業を導入した農家数	戸	地域振興課資料	3 (令和2年度)	↑
ドローン等の機械貸出支援件数	件	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
農業の担い手へ集積・集約化した農地面積	ha	地域振興課資料	0.7 (令和2年度)	↑
耕作放棄地の解消面積	ha	地域振興課資料	0.56 (令和2年度)	↑
特定農業振興ゾーン設定地区数	地区	地域振興課資料	2 (令和2年度)	↑
特定農業振興ゾーンの農地面積、農家戸数(累計)	ha 戸	地域振興課資料	25.2 118 (令和3年3月31日現在)	↑

【展開方向2】意欲ある担い手の育成・確保

<目標>

将来にわたって持続可能な農業を展開することができるよう、次代の担い手となる農業者を育成・確保するとともに、農業経営基盤の強化に向けた取組みを積極的に支援します。

<手段>

- 地域農業の中核的な担い手として、認定農業者制度⁴⁷や集落営農組合⁴⁸、農業経営の法人化⁴⁹の普及拡大に努めます。
- 今後も引き続き、農業塾を通じて新規就農者が農業について学べる機会の提供や、新規就農者の受入れ環境の整備を推進します。
- 多様な担い手を確保するため、援農ボランティアの育成・確保及び援農ボランティアの受入れ農家の確保に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
法人経営体数	法人	農林業センサス	3 (令和2年2月1日現在)	↑

⁴⁷ 農業にやる気と意欲があり、職業として農業に取り組んでいる農業者や農業法人、あるいはこれから農業経営を営もうとする者を市町村が認定し、関係機関・団体が重点的に支援措置を講じようという制度。

⁴⁸ 集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

⁴⁹ 「農業法人」とは、稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。農業経営を法人化することによって、人材確保がしやすくなったり、融資を受けやすくなるなど、さまざまなメリットがある。

町の支援を受けて設立した農業法人数(累計)	法人	地域振興課資料	1 (令和2年度)	↑
町の支援を受けて事業規模を拡大した農業法人数(累計)	法人	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
法人化に向けた資金支援件数	件	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
認定農業者数	人	地域振興課資料	32 (令和3年8月23日現在)	↑
集落営農組合数(累計)	組合	地域振興課資料	4 (令和3年3月31日現在)	↑
農業塾の卒業生のうち、町内で新規就農した人数(累計)	人	地域振興課資料	6 (令和3年3月31日現在)	↑
農業規模拡大に向けた農地斡旋数	件	地域振興課資料	2 (令和2年度)	↑
新規就農者に対する農地斡旋数	件	地域振興課資料	1 (令和2年度)	↑
経理処理支援に係る拠点数	箇所	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
町の支援を受けて町内で新規就農した人数	人	地域振興課資料	5 (令和2年度)	↑
営農計画策定支援件数(累計)	件	地域振興課資料	7 (令和2年度)	↑
県普及指導員と連携した不作リスク低減に向けた指導件数	件	地域振興課資料	5 (令和2年度)	↑
援農ボランティアの育成・確保及び援農ボランティアの受入れ農家数	戸	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑

【展開方向3】地産地消と食の安全・安心に配慮した農業の促進

<目標>

町内外のより多くの消費者から支持される安全・安心な地場産農産物の生産拡大と地産地消の促進を図ります。

<手段>

- 安全・安心な地場産農産物の消費拡大を図るため、有機JASマーク⁵⁰や特別栽培農産物⁵¹の認証取得に向けた農業者の取組みを支援します。
- 地場産農産物の認知度向上及び地産地消の拡大に向け、学校給食における活用や直売所での購買力向上にかかる支援等を図ります。
- 農薬の適正な使用及び安全性について、農業者の正しい理解の普及促進を図るため、国や県の実施する講習会等の周知を進めます。
- 地産地消の促進にも結びつくよう、住民が農業・農地にふれあえる機会の確保を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
有機 JAS マークの認証を取得した農業者の数(累計)	人	地域振興課資料	68 (令和3年3月31日現在)	↑
特別栽培農作物の認証を取得した農業者の数(累計)	人	地域振興課資料	2 (令和3年3月31日現在)	↑
町内における農産物直売所数	店舗	地域振興課資料	9 (令和2年度)	↑
広陵町ファミリー農園利用者数	人	地域振興課資料	105 (令和2年度)	→
町内における農業体験イベント回数	回	地域振興課資料	1 (令和2年度)	↑

⁵⁰ JAS 法（日本農林規格等に関する法律）に基づいた生産方法に関する規格であり、認証された生産者や事業者には、有機 JAS マークの使用が認められる。

⁵¹ その農産物が、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された農産物。

【展開方向4】農産物のブランド化・6次産業化の促進

<目標>

より高い産地間競争力を伴った産地づくりに結びつくよう、関係機関との連携・協力のもと、地場産農産物のブランド化や6次産業化による付加価値の向上に取り組めます。

<手段>

- 町内外の飲食店や直売所等における地場産農産物の活用促進に努め、地場産農産物の消費額の拡大を目指します。
- 消費者や実需者のニーズに対応し、生産・加工・販売の一体化等の多様化・高度化に向けた取組みを促進する「6次産業化」を支援します。
- ふるさと納税やECサイト（電子商取引）等を活用し、地場産農産物のブランド力及び販売プロモーションの強化を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

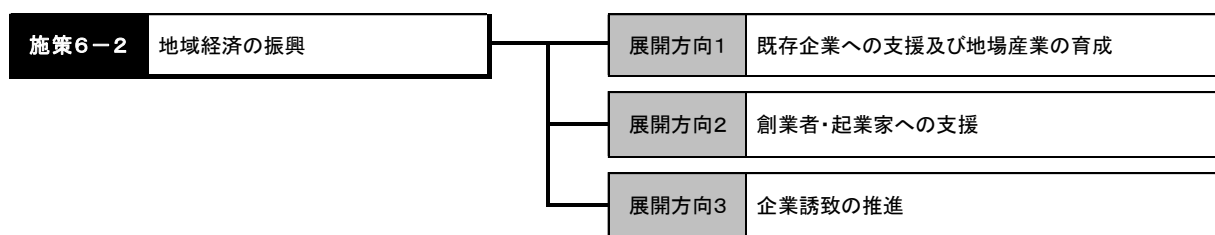
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地場農産物活用促進に向けた啓発活動数	件	地域振興課資料	1 (令和2年度)	↑
6次産業化に取り組んでいる農家数	戸	地域振興課資料	2 (令和2年度)	↑
ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物の数	点	地域振興課資料	256 (令和2年度)	↑
一般社団法人広陵町産業総合振興機構(なりわい)のサイト上の地場農産物販売額	円	一般社団法人広陵町産業総合振興機構資料	297,948 (令和2年度)	↑

施策6-2 地域経済の振興



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

将来にわたって活力に満ちた地域経済社会を堅持するために、活発な経済活動が持続的に展開している“がんばる企業が集うまち”を目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町内事業所数	事業所	総務省「経済センサス-基礎調査」	1,328 (令和元年)	↑
町内事業所従業員数	人	総務省「経済センサス-基礎調査」	2,330 (令和元年度)	↑
製造品出荷額等(従業員4人以上の事業所)	百万円	奈良県「工業統計調査」	27,677 (令和2年)	↑
商品販売額(小売業)	百万円	総務省「経済センサス-活動調査」	25,478 (平成28年)	↑

◆現状と主要課題

- 本町の工業は、古くから靴下製造業を中心として、靴下仕上げや刺しゅう業など靴下生産の工程別に高度な技術が受け継がれ、現在では全国で1年間に生産されている約3億足の靴下の約15%の生産量を誇る一大生産地となっています。
- さらに、町の中央部には昭和30年代（1955年から）から製造が始まったプラスチックの工場が集積し、全国でも有数のプラスチック製品の産地にもなっています。

- 町内の事業所数・従業者数を従業者別規模でみると、従業者数300人未満の事業所が全体の約99%、従業者数300人未満の事業所で働く従業者が100%となっており、町内に立地する事業所のほとんどを中小企業が占めているのが特徴的といえます。
- 本町が中小企業・小規模企業振興の現状を把握するため、平成29（2017）年1月に実施したアンケート調査の結果によると、近年の売上高の動向では「やや減少（27.9%）」と「大幅に減少（17.3%）」を合わせた「減少」が45.2%に上っており、その主な要因として「販路・市場の縮小」や「同業他社との競争激化」などが挙げられています。
- このような状況下、本町では令和2（2020）年12月、「自社の技術を活かせる新しい販路を見つきたいが、どうすればよいか?」、「顧客を増やすために新しい商品やサービスを考えたが、どのようにPRすればよいか?」等々、事業者が抱える困りごとを解決するためのサポートを行う「KoCo-Biz（広陵高田ビジネスサポートセンター）」を大和高田市との協同で開設しています。
- 今後、全国的にも既存の中小企業・小規模企業では、経営者の高齢化や後継者不在によって、事業承継が困難さを増していくことが大いに懸念されている中、企業ニーズの的確な把握に努めながら、経営の安定化に資する対策を総合的に進めるとともに、新たな創業・起業への支援に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】既存企業への支援及び地場産業の育成

<目標>

既存の中小企業・小規模企業が安定した経営を継続できるよう、経営基盤の強化に向けた取組みを支援します。

<手段>

- 大型商業施設と既存商店が共存共栄し、住民が日常生活に必要な買い物や飲食等の消費を地域内で満たすことができるよう、ハード・ソフトの両面から多様な需要に対応した商業環境の整備を推進します。
- 「KoCo-Biz（広陵高田ビジネスサポートセンター）」との連携のもと、第三者への承継も含めた事業承継対策を推進します。
- 新商品の開発や販路開拓に意欲的に取り組む企業を業種に関わらず幅広く支援するため、各種補助制度や広陵町商工会、「KoCo-Biz（広陵高田ビジネスサポートセンター）」による伴走型支援の充実と活用の促進を図ります。
- 新たな技術や商品の開発に向け、地域内の企業間連携だけではなく、産学官連携も視野に入れ、関係機関が横断的に連携するための体制づくりを推進します。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、DX（デジタルトランスフォーメーション）⁵²を推進する重要性が高まりつつある中、ICT環境の整備などDXの推進に向けた既存企業の取組みを支援します。

⁵² 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、提供価値の方法を抜本的に変えること。

○靴下をはじめとする地域ブランド商品をより多くの人々に利用してもらえるよう、町内外に向けて既存企業の優れた製品・技術を積極的にPRするとともに、経営基盤の強化に向けて、必要な取組みを既存企業と共に検討できる環境の整備に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の支援により事業承継した中小企業・小規模企業の数(累計)	社	地域振興課資料	0 (令和3年3月31日現在)	↑
町の支援を受け売上が増加した事業所数	事業所	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
KoCo-Biz における既存企業の新商品等開発及び情報発信に関する相談受付件数	件	広陵高田ビジネスサポートセンター資料	55 (令和2年度)	↑
KoCo-Biz における新規事業開発に関する相談受付件数	件	地域振興課資料	14 (令和2年度)	↑
設備投資や新商品開発への資金支援をした事業所数	事業所	地域振興課資料	7 (令和2年度)	↑
製品の高付加価値化、新規の販路開拓、情報発信に向けた伴走型支援を行った事業所数	事業所	地域振興課資料	55 (令和2年度)	↑
町の優遇・支援を受けて新規事業を開始した企業数(累計)	社	地域振興課資料	2 (令和2年度)	↑
既存企業のデジタル化を目的とした町の各種補助事業の利用件数(累計)	件	地域振興課資料	0 (令和3年3月31日現在)	↑
DX 推進に係る地域内企業のマッチング支援件数	件	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
地域ブランド商品の消費拡大に向けた既存企業の優れた製品・技術の町内外への積極的なPRの支援件数	件	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づくワークショップ等に参加する事業所数	事業所	地域振興課資料	18 (令和2年度)	↑

【展開方向2】 創業者・起業家への支援

<目標>

町内で創業・起業を希望する方に対し、創業・起業前から創業・起業後の経営安定化まで切れ目のない支援を推進します。

<手段>

- 創業・起業に対する需要の把握に努めながら、前例にとらわれることなく、各種補助制度の充実と活用の促進を図ります。
- 広陵町商工会やKoCo-Bizとの連携のもと、創業・起業希望者に対する相談支援体制の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の支援を受けて創業したスタートアップ企業数	社	地域振興課資料	4 (令和2年度)	↑
創業・起業を目的とした町の各種補助事業の利用件数(累計)	件	地域振興課資料	0 (令和3年3月31日現在)	↑
KoCo-Bizでの創業希望者への販路開拓、商品開発、情報発信支援件数	件	地域振興課資料	4 (令和2年度)	↑
KoCo-Bizにおける創業・起業に関する相談受付件数	件	広陵高田ビジネスサポートセンター資料	4 (令和2年度)	↑

【展開方向3】 企業誘致の推進

<目標>

町外からの新規立地企業を増やすとともに、既存企業の規模拡大の支援に取り組めます。

<手段>

- 新規立地企業や町内既存企業の規模拡大を支援するための優遇制度の充実と活用の促進を図ります。
- 広陵北小学校地域の活性化及び町全体の発展に資する重要な事業として、地権者の理解・協力を促しながら、箸尾準工業地域における工業用地造成事業を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の優遇制度を活用して進出した企業数(累計)	社	企画政策課資料	7 (令和3年3月31日現在)	↑
町の優遇制度を活用して事業規模を拡大した既存企業	社	企画政策課資料	2 (令和3年3月)	↑

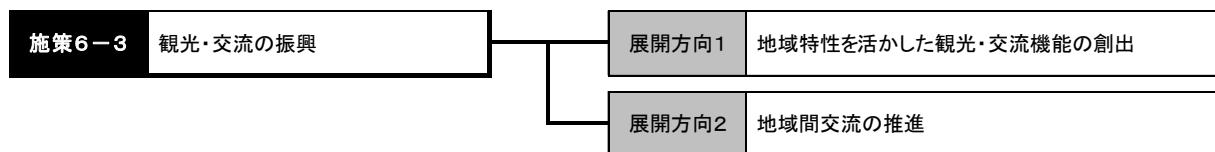
の数(累計)			31日現在)	
町の優遇・支援を受けて立地した商業施設数(累計)	件	企画政策課資料	1 (令和2年度)	↑
箸尾準工業地域工業用地造成事業の進捗率(累計)	%	土地開発公社の概算事業費に対し、実際に支出した事業費の割合	33.9 (令和3年3月31日現在)	↑
箸尾準工業地域の新規企業の立地見込件数	件	企画政策課資料	11 (令和2年度)	→

施策6-3 観光・交流の振興



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

町内外からより多くの人々が行き交い、にぎわいに満ちたまちを目指すとともに、他自治体との地域間交流が盛んなまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
集客イベント及び観光拠点における消費額	円	地域振興課資料	令和4年度から把握	↑
観光入り込み客数	人	地域振興課資料	7,946 (令和2年度)	↑

◆現状と主要課題

【観光】

- 本町には、町内外から多くの人々を引き込む主要な地域資源として、四季折々の草花が美しい馬見丘陵公園、子どもから大人まで住民の憩いのスポットとして供されている竹取公園などが存在しています。
- 加えて、「広陵かぐや姫まつり」、「靴下の市（春・秋）」、「クリスマスフェスタ」などの大型イベントが定期的開催されています。このうち、令和元（2019）年9月の「広陵かぐや姫まつり」は、来場者の50%超を町外在住者が占め、また、口コミ等によるリピーターも増加しており、来場者の75%以上が2回目以上の参加となっています。
- 竹取公園周辺地区は、歴史的な文化資源が集積する本町随一の集客交流拠点となっているものの、カフェやレストラン、物販店舗等がない、来園者に対して町の特産品である「なす」、「いちご」や「靴下」などの品質力を広陵ブランドとして情報発信できていないなどさまざまな課題を抱えています。
- このような状況を踏まえ、本町は平成29（2017）年2月27日、竹取公園周辺地区の持続的な発展及び活性化を図ることを目的としたまちづくりに係る取組みについて、県と基本的な連携及び協力に関する協定（奈良県と広陵町とのまちづくりに関する包括協定書）を締結するとともに、「竹取公園周辺地区まちづくり基本構想」を策定しています。また、

これに基づいた基本協定を締結し、令和2（2020）年7月30日に「広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画」を策定しています。

- 町内外からより多くの人々や消費を町内へと引き込み、将来にわたって地域経済社会の活力の維持・増進を図るためには、県をはじめとする関係機関との連携・協働のもと、さまざまな地域資源の魅力の向上に取り組むとともに、本町ならではの地域資源や魅力を町内外に向けて効果的にアピールする必要があります。

【地域間交流】

- 本町は、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市の4市1町で構成される葛城地域観光協議会に参加し、近隣市町との連携による観光PR活動に取り組んでいます。また、平成26（2014）年に福井県美浜町と友好交流協定を、令和元（2019）年に愛媛県東温市、令和2（2020）年に曾爾村と商工振興や観光・交流等に関する連携・協力協定を締結しています。
- 今後も引き続き、お互いに活力を高め合いながら、持続的な発展を遂げることができるよう、地域資源や特性を相互に有効活用することで、地域間でのヒト・モノ・カネの活発な動き（対流）を創出する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】地域特性を活かした観光・交流機能の創出

<目標>

まちのにぎわい創出や住民であることへの誇りの醸成にも結びつくよう、特色ある集客イベントの開催や地域資源の魅力の強化を図ります。

<手段>

- 竹取公園をはじめとする既存の地域資源を磨き上げるとともに、その魅力を効果的に情報発信します。
- 住民・事業者とともに、新たな地域資源を掘り起こすことで、まちのにぎわいや魅力の再認識につなげていきます。
- 既存の町主催、共催及び後援の大型イベントが、より多くの人々を引き込める魅力あるものとなるよう内容の充実を図ります。
- 新たに集客イベントの開催を希望する個人や団体の増加に結びつくよう、使用可能な場所の情報提供等の支援を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、中小規模のイベントや動画配信等のインターネットを活用したイベントの開催を支援します。
- 町の魅力や特長を広く認知してもらえるよう、行政が率先して情報発信のデジタル化に取り組むとともに、来町者によるSNS発信や住民及び役場職員の自発的な情報発信を促し、インナープロモーションを強化する等、インターネット上の広陵町に関する情報の総量を増やす活動を支援します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町 HP 上での地域資源に関する情報発信・提供に対するアクセス数	件	秘書人事課資料	350,639 (令和2年度)	↑
検索キーワード「広陵町」で主要な検索エンジンにインデックスされた Web ページ数	件	地域振興課資料	3,860,000 (令和3年9月30日現在)	↑
広陵町 HP・パンフレット等で紹介している観光ルート数	ルート	地域振興課資料・生涯学習文化財課	30 (令和2年度)	↑
竹取公園地区における集客事業の実施件数	件	地域振興課資料	2 (令和3年度)	↑
町が主催・共催・後援した集客イベントの動員人数	人	地域振興課資料	7,946 (令和2年度)	↑
工場(オープンファクトリー)における観光見学・体験プログラム開催数(累計)	回	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
広陵くつした博物館での靴下購入点数	点	地域振興課資料	833 (令和2年度)	↑
広陵かぐや姫まつりの動員数	人	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
集客イベント開催を希望する個人及び団体への町有施設の貸出数	件	地域振興課資料	2 (令和2年度)	↑
広陵町内でのデジタル情報発信に関する勉強会・ワークショップ・セミナー等の開催数	回	地域振興課資料	2 (令和3年度)	↑

【展開方向2】地域間交流の推進

<目標>

他自治体との交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解し合いながら、町外からより多くのヒト・モノ・カネを引き込めるようにします。

<手段>

- 交流体験を通して学んだことを友達と共有するなど、知識や体験が伝授されることにより、より感受性が豊かな子どもの育成に結びつくよう、福井県美浜町との交流事業の充実を図ります。
- 地域のイベントにおいて、協定締結市町村の特産品を相互に販売し合うなど、前例にとられることなく、より高い費用対効果を伴った交流事業を推進します。
- 他自治体との地域間交流の実績や情報を積極的に情報発信することで、より多くの自治体が本町に興味をもち、交流機会の創出に結びつけます。
- 広陵町主催イベントへの他自治体の新規誘致や積極的な他自治体のイベントへの参加等、率先して地域間交流のきっかけを創出し、交流人口の拡大を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
観光交流や産業に関する連携・協力協定を締結した自治体の数	件	企画政策課資料	3 (令和2年度)	↑
地域間交流事業への参加者数	人	地域振興課資料	42 (令和元年度)	↑
連携・協力協定を締結した自治体相互間の地場産品販売総額	円	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑
他自治体を誘致した広陵町のイベントと広陵町が参加した他自治体のイベント数	件	地域振興課資料	4 (令和3年度)	↑